特定非営利活動法人の手引

(認定・特例認定編)

令和4年1月

岡 山 県

はじめに

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に施行されました。

今般、平成28年改正法附則の検討規定に基づき、NPO関係団体の要望を踏まえて、超党派の議員によるNPO議員連盟において検討が行われた結果、NPO法人の活動の健全な発展をより一層促進するため、令和2年12月に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和2年法律第72号)が成立し、令和3年6月9日から施行されることとなりました。

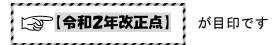
今回の法改正では、NPO 法人の設立及び運営の手続を、より迅速かつ簡素なものにして、NPO 法人の事務負担を軽減するための措置として、(1)縦覧期間の短縮、(2)住所等の公表等の対象からの除外、(3)認定・特例認定 NPO 法人の提出書類の削減等の改正が行われました。

本書は、これらの改正事項を織り込んだ認定制度に係る規定の内容及び諸手続について解説し、岡山県への認定申請等に必要な申請様式等を掲載しています。認証制度についての詳細は、別冊「特定非営利活動法人の手引(設立・管理運営編)」を参考にしてください。

令和4年1月

本書において使用している省略語は、次のとおりです。 法 ・・特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号) ·特定非営利活動促進法施行令(平成23年政令第319号) 法 法 規 •特定非営利活動促進法施行規則(平成23年内閣府令第55号) 法附則 ・特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号)附則 ・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 NPO法人 ・特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人 認定NP0法人 特例認定NP0法人 ・特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人 認定NPO法人等 ・認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人 所轄庁 特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する 都道府県の知事(その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する 特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長) 法 ·租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 措 令 •租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号) 措 規 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号) 法人法 ・法人税法(昭和40年法律第34号) ・・法人税法施行令(昭和40年政令第97号) 法人令 · · 法人税法施行規則 (昭和40年大蔵省令第12号) 法人規 法 ・・・所得税法(昭和40年法律第33号) 所 令 ・・所得税法施行令(昭和40年政令第96号) 所 ・・所得税法施行規則(昭和40年大蔵省令第11号) 規 所 相規 •相続税法施行規則(昭和25年大蔵省令第17号) 組登令 ・・組合等登記令(昭和39年3月23日政令第29号) 行手法 ・行政手続法(平成5年11月12日法律第88号) ・・・特定非営利活動促進法施行条例(平成10年岡山県条例第36号) 条例 細 ・・・・・特定非営利活動促進法施行細則(平成10年岡山県規則第45号)

令和2年改正法による主な変更点は、



(注) この手引きは、令和3年6月9日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

Ι		認定 NPO 法人制度の概要	
	1	認定 NPO 法人とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2	特例認定 NPO 法人とは · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• 1
	3	認定 NPO 法人等になることによるメリット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
		(1) 寄附者に対する税制上の措置	• 1
		(2) 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	4	F67C	
	5	2 7 10 7 1 1	
	6	認定等の有効期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
П		認定手続等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
	1	#67C(14 / 14 / 14 / 14 / 14 / 14 / 14 / 14	
		(1)認定を受けようとする場合	
		(2)特例認定を受けようとする場合	• 5
		(3)認定の有効期間の更新を受けようとする場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(4) 認定 NP0 法人等の役員報酬規程等の提出義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		参考(実績判定期間)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2	110.00	
		(1)認定の基準の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(2) 欠格事由の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3	認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• 15
		(1)パブリック・サポート・テスト (PST) に関する基準 ······	
		(2)活動の対象に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(3) 運営組織及び経理に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(4)事業活動に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(5)情報公開に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(6)事業報告書等の提出に関する基準 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		(7) 不正行為等に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(8) 設立後の経過期間に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4	TV V V V V V V V V V V V V V V V V V V	
		(9) 設立の日からの経過期間に関する基準 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		(10)認定又は特例認定の有無に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5		
		(資料) 確認させていただく資料 (例) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	6	認定 NP0 法人等の税制上の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 31
		①個人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置 ·····	· 31
		②法人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		③相続人等が認定 NPO 法人に寄附した相続財産等に対する措置 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		④認定 NPO 法人のみなし寄附金制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 34
		⑤認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置・・	. 35

7	7 認定 NP0 法人等の報告義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37	
	(1)事業年度終了後の役員報酬規程等の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・37	
	(2)助成金の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38	
	(3) その他の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38	
8	8 認定 NPO 法人等の情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41	
	(1)認定 NPO 法人等の情報公開(閲覧)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)所轄庁の情報公開(閲覧・謄写)42	
ç	9 認定 NP0 法人等に対する監督等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43	
	(1)認定 NP0 法人等に対する報告及び検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43	
	(2)認定 NP0 法人等に対する勧告、命令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44	
	(3) その他の事業の停止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(4)認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(5)罰則 · · · · · · · · · · · · · · · 46	
1	0 認定 NPO 法人等の合併・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48	
	(1)認定 NPO 法人等が合併の認定を受けるための申請手続 ···········48	
	(2) NPO 法人の合併······48	
	(3) 合併法人に係る認定等の基準の適用48	
Ш	様式集	
1	1 特定非営利活動法人認定申請書(様式第 13 号) ························61	
2	2 認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(参考資料 様式例)・・・・・・・62	
3	3 特定非営利活動法人特例認定申請書(様式第 20 号) · · · · · · · · · · · · · · 63	
4	4 特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(参考資料 様式例)・・・・・・64	
5	5 認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書(様式第14号)65	
6	6 認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧(参考資料 様式例)・・・・・・66	
7	7 認定等の基準に適合する旨を説明する書類等(認定基準チェック表)(様式例) ・・・ 67	
8	8 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(様式例)・・・・・・102	
Ć	9 寄附者名簿(様式例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103	
1	0 認定・特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書(様式第 17 号) … 104	
1	1 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類(様式例)・・・105	
	2 認定・特例認定特定非営利活動法人助成金支給実績提出書(様式第18号) … 114	
1	3 認定・特例認定特定非営利活動法人代表者変更届出書(様式第 16 号) · · · · · · · 115	
1	4 認定・特例認定非営利活動法人の定款変更認証に係る提出書(様式第 15 号) … 116	
1	5 合併認定申請書 (様式第 21 号)117	
	6 合併認定申請書及び添付書類一覧(参考資料 様式例)・・・・・・・・・・118	
1	7 内閣府規則様式(様式第1号~第7号) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
IV	Q & A · · · · · · · 127	
V	事前チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・143	

I 認定 NPO 法人制度の概要

I 認定 NPO 法人制度の概要

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です。

1 認定 NPO 法人とは

認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準(パブリック・サポート・テストを含みます。)に適合したものとして、所轄庁の認定を受けた NPO 法人をいいます(法2③、44①)。

2 特例認定 NPO 法人とは

特例認定 NPO 法人とは、NPO 法人であって新たに設立されたもの(設立後5年以内のものをいいます。) のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準 (パブリック・サポート・テストは含まれません。) に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けた NPO 法人をいいます (法2④、58①)。

3 認定 NPO 法人等になることによるメリット

(1) 寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する 寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除(所得控除)又は税額控除のいずれかの控 除を選択適用できます(措法 41 の 18 の 2 ① ②)。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認 定 NPO 法人等に個人が寄附した場合、個人住民税(地方税)の計算において、寄附金税額控除が適 用されます(地方税法 37 の 2 ① 三四、314 の 7 ① 三四)。

ロ 個人が現物資産を寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます(措法40)。

ハ 法人が寄附した場合

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する 寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額 と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます(措法 66 の 11 の 2 ②)。

ニ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人 (特例認定 NPO 法人は適用されません。)に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません (措法 70⑩)。

(2) 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます(特例認定NPO法人は適用されません。措法66の11の2①)。

4 認定の基準

認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります(法45、59)。

- ① パブリック・サポート・テスト (PST) に適合すること (特例認定 NPO 法人は除きます。)。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- (7) 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。
- (注) 上記①~⑧の基準を満たしていても(特例認定NPO法人は①を除きます。)、欠格事由(法47)に該当するNPO法人は、認定(特例認定)受けることはできないこととなります。

5 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する NPO 法人は認定等を受けることができません(法 47)。

- ① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
 - イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5年を経過しない者
 - ハ NPO 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ニ 暴力団又はその構成員等
- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

6 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります(法51①)。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります(法60)。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります(特例認定の有効期間の更新はありません。) (法51②、法61一)。

Ⅱ 認定手続等の概要

Ⅱ 認定手続等の概要

NPO 法人

特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たし、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動法人をいいます(法22、101)。

事前相談(任意)

◎ 認定申請をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。

■ 問い合わせ先【岡山県所管 NPO 法人】岡山県県民生活部県民生活課 (086)226-7247

【岡山市所管 NPO 法人】岡山市市民協働局市民協働企画総務課(086)803-1061

➤ 認定を受けるための基準については11~29 頁をご確認ください。

申請書提出

- ◎ NPO 法人の所轄庁に認定(特例認定)申請書を提出してください。
 - ➤ 申請手続については4~6頁をご確認ください。
 - ➤ 申請様式については「様式例」61~103頁をご確認ください。

実態確認等

- ◎ 所轄庁の担当者が実態確認等を行う場合があります(法73)。
 - ➤ 確認させていただく資料(例)については30頁をご確認ください。

--認定 NPO 法人---

NPO 法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして、所轄庁の認定を受けたものをいいます(法23、441)。

—特例認定 NPO 法人—

NPO 法人の設立の日から 5 年経過しないものうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものとして、所轄庁の特例認定を受けたものをいいます(法2④、58①)。

(令和**2**年改正点)

役員報酬規程等の提出

(37~38 頁参照)

◎ 認定 NPO 法人等は、役員報酬規程等及び助成金支給の実績等に関する書類を所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません。ただし、役員報酬規程と職員給与規程については、既に所轄庁に提出されているものから内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です(法55①②、62)。

情報公開

(41~43 頁参照)

○ 認定NPO法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません(法52④、54④、62)。なお、閲覧させる際、役員名簿・社員名簿等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます(法52⑤)。

異動の届出等

(38~40 頁参照)

○ 認定 NPO 法人等は、認定等されたとき、代表者の変更があったときなど所定の異動・変更等が生じた場合には、その旨を記載した書類等(添付書類を含みます。)を、所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません(法49④、52①~③、53①④、62、法規30、31②)。

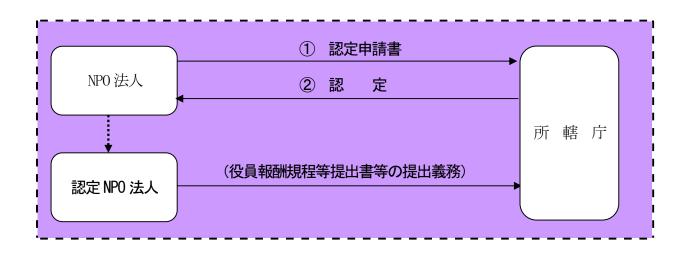
1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続

(1) 認定を受けようとする場合

認定 NPO 法人として認定を受けようとする NPO 法人は、次の書類を所轄庁に提出してください(法 44 ②)。

	提 出 書 類	様式	部数	参照ページ
1	特定非営利活動法人認定申請書	第13号	1	61
2	実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿(寄附金の支払者ごとの氏名(法人の名称)と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの)(注1)	任意	1	103
3	認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 (注2)	任意	2	62 67~101
4	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	任意	2	102

- (注1) 実績判定期間とは、認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります(法44③)。詳しくは、8、10頁「参考(実績判定期間)」をご参照ください。
- (注2) 認定の各基準については11~27 頁を、欠格事由については28~29 頁をご覧ください。
- ➤ 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります(法45①八)。
- ➤ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります(法51①)。 認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります(次頁の「(3)認定の有効期間の更新を受けよう とする場合」をご参照ください。)(法51②)。



(2) 特例認定を受けようとする場合

特例認定 NPO 法人として特例認定を受けようとする NPO 法人は、次の書類を所轄庁に提出してください (法442)、582)。

	提 出 書 類	様式	部数	参照ページ
1	特定非営利活動法人特例認定申請書	第20号	1	63
2	特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該 当しない旨を説明する書類 (注1) (注2)	任 意	2	64 81~101
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	任 意	2	102

- (注1) 特例認定の各基準については21~27 頁 (PST 基準を除きます。) を、欠格事項については28~29 頁をご覧ください。
- (注2) 特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前2年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります (法44③、58②)。詳しくは、8 頁「参考(実績判定期間)」をご参照ください。
- ➤ 特例認定申請ができる NPO 法人は、次の掲げる基準に適合する必要があります(法 45①八、59 一~ 三)。
- ① 特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間 が経過していること。
- ② 特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること。
- ③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと。
- ➤ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります(法60)。 特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効しますので、特例認定の有効期間中又は有 効期間の経過後に認定NPO法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。

なお、特例認定の有効期間中に認定 NPO 法人として認定を受けた場合には、特例認定の効力を失います(法61①四)。

(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

認定の有効期間の更新を受けようとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間(以下「更新申請期間」といいます。)に、次の書類を所轄庁に提出してください(法512335)。

	提出書類	様式	部数	参照ページ
1	認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書	第14号	1	65
2	認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 (注1)	任 意	2	66 67~101
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	任 意	2	102

- (注1) 更新に係る認定の基準については11~27 頁を、欠格事由については28~29 頁をご覧ください。
 - (注) 認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の提出は不要ですが、当該名簿の作成の日から5年間事務所に備え置く必要があります(法51⑤、法54②一)。
 - (注) 認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります(法443)、法515)。詳しくは、9頁「参考(実績判定期間)」をご参照ください。
 - (注) 上記2、3に係る書類については、既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その 添付を省略することができます(法51⑤ただし書)。

➤ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります(法51①)。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります(法51④)。

(4) 認定 NPO 法人等の役員報酬規程等の提出義務

- イ 認定 NPO 法人等は、毎事業年度 1 回、役員報酬規程等を所轄庁(2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)に提出してください(法 54②③ ④、55、62)。提出する書類等の詳細は、37~38 頁「7(1)事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」をご覧ください。
- ロ 認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)の通知を受けた認定NPO法人等(所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する法人に限ります。)は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出してください(法49④、法62、法規27②)。提出する書類等の詳細は、39頁「ロ(1)所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合」をご覧ください。
- ハ 認定の有効期間の更新の通知を受けた認定 NPO 法人(所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する法人に限ります。)は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出してください (法 49④、法 51⑤、法規 28)。提出する書類等の詳細は、39 頁「ロ (1) 所轄庁から認定、特例認定 又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合」をご覧ください。

≪参 考≫

1 認定 NPO 法人等の名称等の使用制限

認定NPO法人等でない者は、その名称又は商号中に認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定NPO法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております(法50①②、法62)。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります(法78二~五)。

2 所轄庁による認定等の通知

所轄庁は、NPO 法人からの申請について、認定等又は認定の有効期間の更新をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知することになります。また、認定等又は認定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知することになります(法49①、51⑤、62)。

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する NPO 法人について認定等を行ったときは、その認定 NPO 法人等の名称その他一定の事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事(以下「所轄庁以外の関係知事」といいます。)に通知することとされております(法 49③、62、法規 27①)。

3 認定の公示

所轄庁は、認定NPO法人等の認定等又は認定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用 その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされております(法49②、51⑤、62)。 (公示事項)

- ① 認定NPO法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
- ④ 認定等の有効期間
- (5) ①~④に掲げるもののほか、所轄庁の条例で定める事項

また、所轄庁は、認定NPO法人等について、以下に掲げる事項に変更があったときも、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております(法53②、62)。

- ⑥ 上記(公示事項)①、③、⑤に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき
- ⑦ 上記(公示事項) ③、⑤に掲げる事項に係る定款変更(所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。)の届出を受けたとき
- ⑧ 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき
- ⑨ 上記(公示事項)⑤に掲げる事項に変更があったとき

4 認定等の失効

認定NPO法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います(法 57①、法 61)。

- イ 認定等の有効期間が経過したとき(法51④の場合にあっては、更新拒否処分されたとき。)。
- ロ 認定 NPO 法人等が認定 NPO 法人等でない NPO 法人と合併をした場合、その合併が法 63①の認定 を経ずにその効力を生じたとき(法 63④の場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。)。
- ハ 認定NPO法人等が解散したとき。
- ニ 特例認定NPO法人が認定NPO法人として認定を受けたとき。

なお、所轄庁は、認定NPO法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております(法57②)。

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO 法人等がその認定等の 効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に通知することとされております(法57③、法62)。

5 協力依頼

所轄庁は、NPO 法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています(法 73)。この規定により、所轄庁が認定申請中の NPO 法人や認定 NPO 法人等に対し、申請書の内容の確認や認定又は特例認定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

参 考 (実績判定期間)

実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます(法 443、51⑤、582)。

【具体例1】

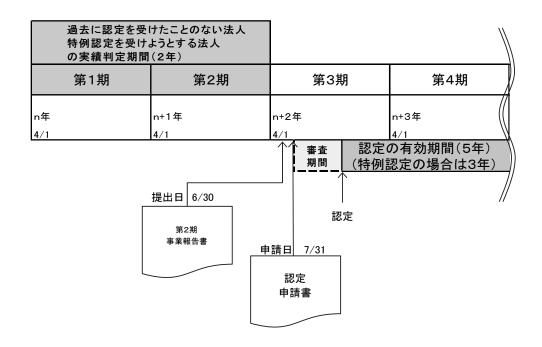
《過去に認定を受けたことのない法人(又は特例認定を受けようとする法人)の申請の場合》

≫事業年度 4月1日~翌年3月31日

▶事業報告書等の所轄庁への提出日 n+2年6月30日▶申請書を提出した日 n+2年7月31日

▶実績判定期間 n年4月1日 (第1期) ~n+2年3月31日 (第2期)

過去に認定を受けたことのない法人(又は特例認定を受けようとする法人)が申請を行う場合の実績判定期間は、n年4月1日(第1期)からn+2年3月31日(第2期)までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準 (PST 基準等) については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



【具体例2】

認定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

▶ 事業年度 : 4月1日~翌年3月31日

▶ 事業報告書等の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日▶ 初回の認定申請書の提出日 : n+3年3月16日

➤ 認定の有効期間 : n+3年8月1日~n+8年7月31日➤ 更新申請期間 : n+8年1月31日~n+8年4月30日

▶ 更新の申請書の提出日 : ケースA又はケースBのとおり

《ケースA: 更新申請期間中のn+8年1月31日~n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合》

➤ 実績判定期間: n+2年4月1日(第3期)~n+7年3月31日(第7期)

更新申請期間中のn+8年1月31日 \sim n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+2年4月1日(第3期) \sim n+7年3月31日(第7期)となります。

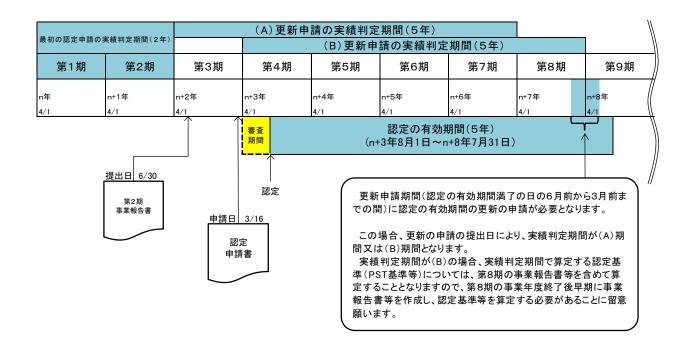
この場合の実績判定期間で算定する認定基準 (PST 基準等) については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

《ケースB: 更新申請期間中のn+8年4月1日~n+8年4月30日 に更新の申請書を提出する場合》

➤ 実績判定期間: n+3年4月1日(第4期)~n+8年3月31日(第8期)

更新申請期間中のn+8年4月1日~n+8年4月30日 に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+3年4月1日(第4期)~n+8年3月31日(第8期)となります。

この場合の実績判定期間で算定する認定基準 (PST 基準等) については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。



【具体例3】

特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

▶ 事業年度 : 4月1日~翌年3月31日

事業報告書の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日特例認定申請書の提出日 : n+2年8月31日

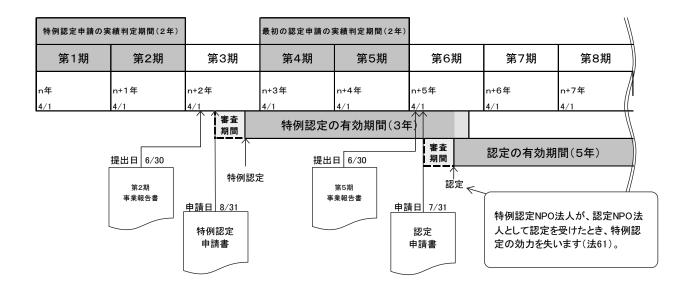
➤ 特例認定申請に係る実績判定期間 : n年4月1日 (第1期) ~ n+2年3月31日 (第2期)

► 特例認定の有効期間 : n+2年12月16日~n+5年11月15日

➤ 認定申請書の提出日 : n+5年7月31日

➤ 認定申請に係る実績判定期間 : n+3年4月1日(第4期)~n+5年3月31日(第5期)

➤ 認定の有効期間 : n+5年11月16日~n+10年11月15日



2 認定等の基準の概要

(1) 認定の基準の概要

認定 NPO 法人としての認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次に掲げる(1)から(8)までの基準に適合する必要があります(法44①、45)。

また、特例認定NPO法人として特例認定を受けるためには、NPO法人として新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次に掲げる(2)から(10)までの基準に適合する必要があります(法45、58、59)。次表は認定基準等の概要をまとめたものですが、詳細については15 頁以降をご覧ください。

項目	認定基準の概要
(1) パブリック・サポー ト・テスト (PST) につい て	広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、 次の3つの基準のいずれかに適合すること。
	1 相対値基準
	イの原則
	実績判定期間における 1
	寄附金等収入金額 ÷ 経常収入金額 ≥ ——— 5
	(注) 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、16~18 頁を参照 してください。
	ロ 小規模法人の特例
	実績判定期間における
	受入寄附金総額―ホの金額 1
	(注1) 上記の小規模法人の特例を適用するか否は、法人の選択になります。 (注2) 小規模法人の定義、ニの金額、ホの金額、への金額については、15頁 及び18~19頁を参照してください。
	※ 上記イ又はロの相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等をPSTの分母・分子に算入することができます。その詳細については、19~20 頁を参照してください。

	2 絶対値基準		
	実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。		
	 (注1) 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。 (注2) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。 (注3) 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。 (注4) 休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成28年法律第101号)に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。 		
	3 条例個別指定基準		
	都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人(その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。)については、パブリック・サポート・テスト基準を満たしているものとして取り扱われます。		
(2) 活動の対象について	実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。 イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動ニ 特定の者の意に反した活動		
	※ (1)3の都道府県又は市区町村が条例により個別に指定したNPO法人については、ロのうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。		
(3) 運営組織及び経理について	次のいずれの基準にも適合していること。 イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。		
	役員のうち親族関係を有する ① 者等で構成する最も大きな ÷ 役員の総数 ≦ —— グ ル ー プ の 人 数 3		
	役員のうち特定の法人の役員 ② 又は使用人等で構成する ÷ 役員の総数 ≦ —— 最も大きなグループの人数 3		
	ロ 各社員の表決権が平等であること。 ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人 規第53条~第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿		

を保存していること。 ニ 不適正な経理を行っていないこと。

(4) 事業活動について	次のいずれの基準にも適合していること。 イ 次に掲げる活動を行っていないこと。 ① 宗教活動 ② 政治活動 ③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動 ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者(公職にある者)に寄附を行っていないこと。 ハ 実績判定期間における ・ 総事業費 ・ 総事業費 ・ 総事業費 ・ 総事業費 ・ 総事業費 ・ 2		
(5) 情報公開について	次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。 イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの) ロ ① 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ③ 助成の実績を記載した書類		
(6) 事業報告書類等の提出 について	各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること。		
(7) 不正行為等について	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不 正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等 がないこと。		
(8) 設立後の経過期間について	認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、 設立の日以後1年を超える期間が経過していること。		
(9) 過去の認定等の有無について	過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと。		
(10) 設立の日からの経過 期間について	特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から 5年を経過 しない法人であること。		

認定NPO法人等の上記基準のうち、(1)の1と2、(2)、(4)のハと二の基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(3)、(4)のイとロ、(5)、(6)、(7)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定時又は特例認定時まで適合している必要があります(ただし、実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5)ロの基準を除きます。)(法 45①九)。

認定又は特例認定を受けた後に(3)、(4)のイとロ、(7)の基準に適合しなくなった場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます(法67(2))。

(2) 欠格事由の概要

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定又は特例 認定を受けることができません(法47、62)。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細については28~29 頁をご覧ください。

項目	欠格事由の概要
(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある	NPO 法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。 1 認定NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定NPO 法人又は当該特例認定NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 3 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 4 暴力団の構成員等
(2) 認定等取消の日から5年 を経過していない	認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない場合には、 欠格事由に該当します。
(3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。
(4) 国税又は地方税の滞納処 分を受けている	国税又は地方税の滞納処分の執行がされている NPO 法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない NPO 法人は、欠格事由に該当します。
(5) 国税に係る重加算税又は 地方税に係る重加算金を課 されてから3年を経過して いない	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。
(6) 次のいずれかに該当する	NPO 法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。 1 暴力団 2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある

3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準

認定NPO 法人としての認定を受けるためには、次の(1)~(8)の認定基準に適合する必要があります(法 45①、 法令 1 ~ 5)。

(1) パブリック・サポート・テスト (PST) に関する基準

パブリック・サポート・テスト基準の判定に当たっては、次の①~③のいずれかの基準を選択できます。

① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。

なお、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の4つのケースに分かれます。

項目		小規模法人の特例		
	央 口	選択しない	選択する	
国 の	相対値基準計算上の分 母・分子に算入しない 場合	《算式1》 原 則 (16~18頁参照	《算式2》 小規模法人の特例 (18~19 頁参照)	
補助金等	相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合	《算式3》 国の補助金等を算入する 場合(小規模法人の特例 適用なし) (19~20 頁参照)	《算式4》 国の補助金等を算入する 場合(小規模法人の特例 適用あり) (20 頁参照)	

≪小規模法人の特例≫

小規模法人の特例を適用するか否かは法人の選択になります。

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者(役員又は社員を除きます。)の数が50人以上である法人に限られます(法45②、法令3)。

【算式】

実績判定期間の総収入金額 — × 12 < 800 万円 実績判定期間の月数 かつ

実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が \geq 50 人 3,000 円以上である寄附者(役員、社員除く)の数

② 絶対値基準 ≪算式5≫

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること(21頁参照)。

- (注1) 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- (注2) 寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- (注3) 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

【算式】

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受 け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係 助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の合計人数

× 12

> 100人

実績判定期間の月数

③ 条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること(その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります)。

ただし、認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

《算式1》 相対値基準(原則)

実績判定期間における

【経常収入金額とは?】

総収入金額 - イの金額

【寄附金等収入金額とは?】

受入寄附金総額 - 口の金額 + ハの金額

(解說)

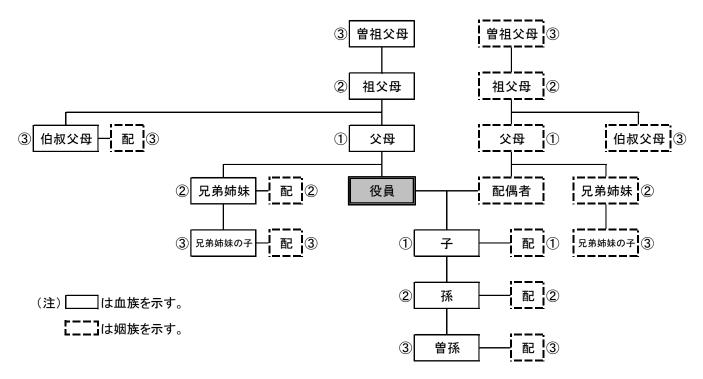
実績判定期間における経常収入金額 (総収入金額 (注1) から イの金額を控除した金額) のうちに寄附金等収入金額 (受入寄附金総額から口の金額を控除した金額 (一定の要件を満たす法人にあっては、それに の金額を加算した金額) の占める割合が5分の1以上であること (法45①一イ、法令1)。

(注1) 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額(法45①—イ(1)、法規5)

- ① 国等(国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、 大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。)からの補助金そ の他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金、贈与者の被相続 人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得 した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)に より受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金
- ⑧ 休眠預金等交付金関係助成金
- (注2) 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします(いわゆる親族合算)(法規8)。 上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規4二・16)。
 - a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している 関係
 - c a 又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

≪三親等以内の親族図≫



ロの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額(法45①—イ(2)、法規6、7)

- ① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額
- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額
- ③ 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金
- ④ 休眠預金等交付金関係助成金
- (注3) 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の 関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします(いわゆる親族合算)(法規8)。 上記「特殊の関係」については、「イの金額(注2)をご覧ください。
- (注4) 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NP0法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の50を超える部分の金額となります(法規6)。
- (注5) 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満(同一の者からの合計額)の寄附金」の判定については、 実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します(法45①一イ、法規7)。

ハの金額 (法45①一イ(3)、法規4)

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額 (「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合 (21 頁参照) を乗じて計算した金額をいいます。) を控除した金額 (ただし、受入寄附金総額 — ロの金額 を限度とします。)

- (注6) ハの金額を PST の分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります (法規4)。
 - (イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
 - (ロ) 社員(役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。 「特殊の関係」については、「イの金額(注2)と同様です。)の数が20人以上であること。
- (注7) 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動 に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合(21頁(2)の事業 活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。)を乗じた金額をいいます。

《算 式 2》 相対値基準(小規模法人の特例)

(解説)

実績判定期間における、総収入金額から二の金額を控除した金額のうちに、受入寄附金総額から木の金額を控除した金額(一定の要件を満たす法人にあっては、それにへの金額を加算した金額)の占める割合が5分の1以上であること(法令5②)。

| 二の金額 | ⇒ 次に掲げる金額の合計額(法45①-イ(1)、法令5②-、法規5、25②)

- ① 国の補助金等
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき 者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 休眠預金等交付金関係助成金
- (注8) ここに掲げるものは、《算式1》のイの金額の①~⑤及び⑧と同一です。

| ホの金額 (法45①一イ(2)、法令5②二、法規6、7一四、25③)

- ① 受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額
- ② 休眠預金等交付金関係助成金
- (注9) これは《算式1》の口の金額の①及び④と同一です。なお、《算式1》原則の場合と異なり、小規模法人の特例を選択適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。
- (注10) 「一者当たり基準限度超過額」については、《算式1》の(注4)をご参照ください。

への金額 (法令5②、法規4、25①)

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額(「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合(21 頁参照)を乗じて計算した金額)を控除した金額(ただし、受入寄附金総額 — ホの金額 を限度とします。)

- (注11) これは《算式1》の「八の金額と同一です(注6、注7をご覧ください)。
- (注12) への金額をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります(法規4、25①)。
 - (イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
 - (ロ) 社員(役員及び役員と親族関係を有する者並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。)の数が20人以上であること。
- (注13) 共益的な活動等に係る部分の金額は、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合(21頁(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。)を乗じた金額となります。

《算 式 3》 相対値基準(国の補助金等を算入する場合(小規模法人の特例適用なし))

(解說)

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5①)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額(チの金額)は、受入寄附金総額から口の金額(18 頁参照)を控除した金額が限度となります(分母には、国の補助金等の額の全額(トの金額)を算入します。)。

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式1》(16 頁) を参照してください。

トの金額 (法令5①)

国の補助金等の全額

チの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額(法令5①)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額から口の金額 (18 頁参照) を控除した金額

(算式 4) 相対値基準 (国の補助金等を算入する場合 (小規模法人の特例適用あり)) 実績判定期間における 受入寄附金総額 - ホの金額 + への金額 + リの金額 総収入金額 - 二の金額 + トの金額 5 (注) 国の補助金等を PST に算入するか否か選択適用可能

(解説)

小規模法人の特例を選択適用する小規模法人で国の補助金等を受けている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5③)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額(「リの金額」)は、受入寄附金総額から「ホの金額を控除した金額が限度となります。(分母には、国の補助金等の全額(「トの金額」)を算入します。)。

上記算式のうち、二の金額、木の金額及びへの金額については、19頁を参照してください。

トの金額 (法令5③)

国の補助金等の全額

リの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額(法令5③)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額からホの金額を控除した金額

《算式5》 絶対値基準

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠 × 12 預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の合計人数

- ≥ 100人

実績判定期間の月数

- (注) 1 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
 - 2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
 - 3 寄附者が、その NPO 法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、 寄附者数に含めません。
 - 4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること(法45①一口、法令2、法規9)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数 (※) が100人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

※休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

(2) 活動の対象に関する基準

実績判定期間における

- イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等 が対象である活動
- ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- 二 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解說)

実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること(法45①二)。

- (注) 上記の割合は、そのNPO 法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちにイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます (法規 10)。
 - イ 会員又はこれに類する者 (NPO 法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。) に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供 (以下「資産の譲渡等」といいます。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動 (資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。)
 - (注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます(法規11)。
 - ① 当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

- ② 当該申請に係る NPO 法人の役員
- (注2) NPO 法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO 法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO 法人の活動に関係しない者をいいます(法規12)。
- (注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます(法規13)。
 - ① その NPO 法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね 10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用で その実費に相当する額(②において「付随費用の実費相当額」といいます。)以下のものを会員等から得て行うもの
 - ② そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの
 - ③ 法別表 19 号に掲げる活動又は同表第 20 号の規定により同表第 19 号に掲げる活動に準ずる活動として 都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動(公益社 団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定 NPO 法人である会員等が参加しているものに限りま す。) に対する助成
- ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動(会員等を対象とする活動で上記イ(注3)③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。)
 - (注1) 特定の地域とは、一の市町村(特別区を含むものとし、指定都市にあっては、区又は総合区。)の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます(法規15)。
 - (注2) 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定した NPO 法人については、特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(3) 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。

役員のうち親族関係を有する者等で構成する最 も 大 き な グ ル ー プ の 人 数役員の総数

 $\leq \frac{1}{3}$

かつ

役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で 構成する最も大きなグループの人数 役員の総数

 $\leq \frac{1}{3}$

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること。

または

青色申告法人と同等の取引記録、 帳簿の保存を行っていること。

二 不適正な経理を行っていないこと。

(解說)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること(法45①三)。

- イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。
 - ① 役員の総数のうちに役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族(以下「親族関係を有する者」といいます。) 並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
 - ② 役員の総数のうちに特定の法人(その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。) の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係 のある者の数の占める割合
 - (注1) 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規16)。
 - a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - c a 又は b に掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
 - (注2) 「一定の関係のある法人」とは、一の者(法人に限ります。)が法人の発行済株式又は出資(以下「発行済株式等」といいます。)の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係(以下「直接支配関係」といいます。)にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の 50% 以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます (法規17)。

- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数 又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

- (注3) NPO 法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その 後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなさ れます (法規19)。
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第53条から第59条までの規定(青色申告法人の帳簿書類の保存)に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること(法規20)。
- ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他 の不適正な経理が行われていないこと(法規21)。

(4) 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること。

- イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと。
- ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に 寄附を行っていないこと。
- ハ 実績判定期間における

特定非営利活動に係る事業費

総事業費

≥ 80%

二 実績判定期間における

受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額

受入寄附金総額

≥ 70%

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること(法45①四)。

- イ次に掲げる活動を行っていないこと。
 - ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - ② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。
 - ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と 特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとし て一定の基準を満たしていること。
 - (注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規16、22)。
 - a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の 配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

- c a 又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- (注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます(法規23)。
 - a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは 寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
 - b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に 比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該 NPO 法人との間 の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
 - c 役員等に対し役員の選任その他当該 NPO 法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
 - d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の 候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80% 以上であること。
 - (注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申請書を提出した場合であっても、所轄庁の長はその 事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合 に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます(法 規24)。
 - (注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し 計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
 - (注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

(コラム) 特定資産について

- ・ NPO 法人の特定非営利活動において、将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てることができます。
- ・ 当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりませんが、積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。
- ・ 実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(91頁参照)に記載して下さい。
- ・この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含みます)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含みます)として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

(5) 情報公開に関する基準

次に掲げる書類を閲覧させること

- イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
 - ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - ③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
 - ④ 内閣府令で定める書類
 - ⑤ 助成の実績を記載した書類

(解罕説)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類をその 事務所において閲覧させること(法 45①五)。

□ (令和2年改正点)

- イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類(法442二)
 - ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(法44②三)
 - ③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(法542二)
 - (2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類(法54②三)
 - (注) 「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます(法規32①)。
 - 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから 順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
 - ロ 役員等との取引
 - 4 寄附者(当該認定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - 5 役員等に対する報酬又は給与の状況
 - イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに係る部分を除く。)
 - ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
 - (3) 内閣府令で定める書類(法542四)
 - (注) 「内閣府令で定める書類」とは以下のものをいいます(法規32②)。 法第四十五条第一項第三号(ロに係る部分を除く。)、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号 に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明 する書類
 - ④ 助成の実績を記載した書類(法543)

(6) 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること

(解説)

法第28条第1項に規定する事業報告書等(前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面)を法第29条の規定により提出していること(法45①六)。

(7) 不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

(解說)

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと(法45①七)。

(8) 設立後の経過期間に関する基準

認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

(解説)

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。

4 特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるための基準

特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるためには、上記(2)~(8)の認定基準に加え、次の(9)及び(10)の認定基準に適合する必要があります(法 59)。

(9) 設立の日からの経過期間に関する基準

特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること (法59 二)

(10) 認定又は特例認定の有無に関する基準

過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと(法59三)

5 欠格事由

欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと(法47)

- イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある
 - ① 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
 - ③ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行 を終わった日等から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団の構成員等
- ロ 認定等の取消しの日から5年を経過しない
- ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している
- 二 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない
- ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない
- へ 次の①、②のいずれかに該当する法人
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

(解釋说)

欠格事由のいずれかに該当する NPO 法人は、認定、特例認定(以下「認定等」といいます。)又は認定の 有効期間の更新の基準にかかわらず、認定等又は認定の有効期間の更新を受けることができません(法 47)。

- イ NPO法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。
 - ① 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定 NPO 法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年 を経過しない者
 - ③ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等(注1)若しくは 暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の 行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれら の違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、 その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団の構成員等(注2)
 - (注1)「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。
 - (注2)「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。
- ロ 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。
- ハ NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。

二 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税 証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の 添付が必要となります。

- (注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所 轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、 従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、 都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。
- (注2) 毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。
- ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。
- へ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

確認させていただく資料(例)

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示(又は提出)をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

確認させていただく書類の事例	(参考) 確認する主な認定基準
	パブリック・サポート・テストに関する基準
NPO 法人の事業活動内容がわかる資料	活動の対象に関する基準
(パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	事業活動に関する基準
	不正行為等に関する基準
	運営組織及び経理に関する基準
NPO 法人の従業員一覧、給与台帳	事業活動に関する基準
	不正行為等に関する基準
	パブリック・サポート・テストに関する基準
総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録	活動の対象に関する基準
(会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の	運営組織及び経理に関する基準
「監査証明書」を含みます。)	事業活動に関する基準
	不正行為等に関する基準
申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリック・サポート・テストに関する基準
	活動の対象に関する基準
	運営組織及び経理に関する基準
	事業活動に関する基準
事業費の内容がわかる資料	活動の対象に関する基準
(事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先	運営組織及び経理に関する基準
など)	事業活動に関する基準
	パブリック・サポート・テストに関する基準
	活動の対象に関する基準
	事業活動に関する基準
絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均 100人以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報 告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
	活動の対象に関する基準
	事業活動に関する基準
	不正行為等に関する基準
	NPO 法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等) NPO 法人の従業員一覧、給与台帳 総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。) 申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合 事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など) 寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等) 絶対値基準(寄附金額の合計額が年3000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料 条例により個別に指定を受けているよがわかる資料 条例により個別に指定を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等

⁽注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、認定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の 資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場 合があります。

6 認定 NPO 法人等の税制上の措置

認定NPO法人等にかかる税制上の措置とは、次の5つをいいます。

① 個人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

<所得税>

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)をした場合には、特定寄附金に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかの控除を選択適用できます(所法78②、措法41の18の2(1)②)。



(1) 寄附金控除(所得控除)

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

≪算 式≫

特定寄附金の額の合計額 - 2千円 = 寄附金控除額

(注) 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

(2) 認定 NPO 法人等寄附金特別控除(税額控除)

その年中に支出した認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額(所得税額の25%相当額を限度)を、その年分の所得税額から控除できます。

≪算 式≫

(認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額-2千円) × 40% = 税額控除額

(注) 認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の 40%が限度です。ただし、認定 NPO 法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の 40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

- (1)の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨(その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。)②その金額及び受領年月日を認定NPO 法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります(所令 262①、所規 47 の 2③)。
- (2) の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定 NPO 法人等が証した書類 $^{(2)}$ (寄附者の氏名と住所が記載されたもの)を確定申告書に添付する必要があります (措法 $41\ 00\ 18\ 00\ 20$ 3、 措規 $19\ 00\ 10\ 00\ 4$)。
 - (注) 平成30年分以後の所得税については、確定申告書に添付すべき寄附金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面が加えられました。

<個人住民稅>

認定NPO法人等に対する特定寄附金又は個人がNPO法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます(地方税法第37条の2、第314条の7)。



≪算 式≫

(寄附金 (注1) - 2 千円) ×10% (注2) = 税額控除額

- (注1) 寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。
- (注2)条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。
- ・都道府県が指定した寄附金は4%
- ・市区町村が指定した寄附金は6% (都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%)

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます(所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。)。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません(この場合、所得税の控除は受けられません。)。

※条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります(地方税法45の2⑤)。

どの寄附金が指定されているか等については、住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

② 法人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般 寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます(法人法37 ④、措法66の11の2②)。



(一般寄附金の損金算入限度額)

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

(特別損金算入限度額)

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

(注) 事業年度が1年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

(証明書の保存等)

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定NPO法人等が証する書類を保存しておく必要があります(法人法379)、措規22の12)。

③ 相続人等が認定 NPO 法人に寄附した相続財産等に対する措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人 (特例認定 NPO 法人は適用されません。)に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から 2年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません(措法 70①200)。

(寄附財産の非課税)

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

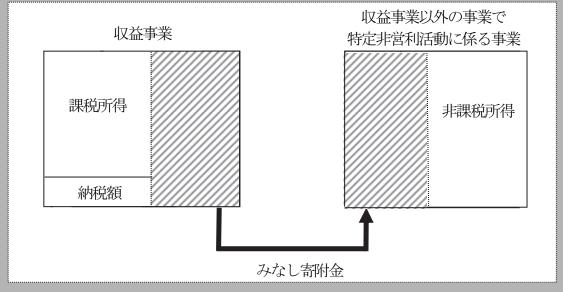
(証明書の添付等)

この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定NPO法人が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります(措法70⑤⑩、措規23の5)。

④ 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます(みなし寄附金)。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、みなし寄附金制度は特例認定 NPO 法人には適用されません(法人法 37⑤、法人令 73①、法人規 $22\,04$ 、措法 $66\,011\,02$ ①)。



⑤ 認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置

個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合には、その現物資産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して、寄附した人に「みなし譲渡所得税」が課税されます。

ただし、その寄附が一定の要件を満たすときは、国税庁長官の承認を得ることで、みなし譲渡所得税が非課税となります。この非課税措置には、全てのNPO法人が対象となる「一般特例」と、認定NPO法人及び特例認定法人が対象となる「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ承認要件などが異なります。

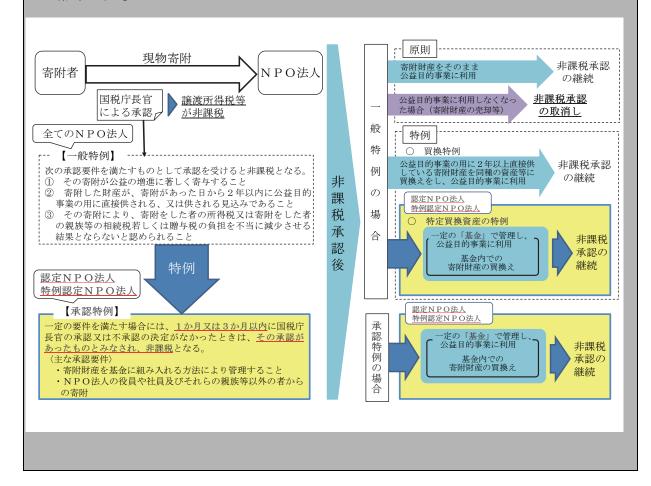
また、寄附者が寄附資産について非課税措置の適用を受けた後に、NPO 法人がその適用を受けた寄 附資産の買換えを行う際には、一定の要件を満たす場合、引き続き非課税措置の適用を受けることが できます(「買換特例」及び「特定買換資産の特例」)。

非課税承認を受けた後であっても、例えば、寄附財産が、寄附を受けた認定NPO法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合等には、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができることとされています。

非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした人又は寄附を受けた認定NPO法人等に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課されます。

措法 40、措令 25 の 17、措規 18 の 19、平成 30 年 3 月内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号

※ 詳細については、内閣府 NPO ホームページに掲載されている「認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認~証明申請等の手引き~」や、国税庁ホームページに掲載されている「『租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。



○ 税制上の措置の対象となる寄附

(個人又は法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置)

措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定又は特例認定を受けていない NPO 法人に対する 寄附金や認定又は特例認定の有効期間 に含まれない日に支出をした 寄附金は、6①~③(31~34 頁)の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

(個人が認定 NPO 法人等に寄附した現物資産に対する措置)

措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する現物資産寄附となります。

ただし、非課税措置の適用を受けた後において一定の事由に該当することが判明した場合には、当該寄 附資産に関する非課税承認が取り消され、その取り消された年分等の所得として、寄附者又は認定NPO法 人等に課税されることがあります。

(相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置)

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定 NPO 法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。

7 認定 NPO 法人等の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

○ 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

の総額に関する事項

支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

の金額及び使途並びにその実施日を記載した書類

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるそ

認定 NPO 法人等は、毎事業年度終了後3か月以内に、下表①~⑨に掲げる書類を所轄庁に 提出してください(法54②二~四、法55①、法62、法規32)。

- ※ 全ての NPO 法人は、毎事業年度1回、所轄庁に下表①~⑨のほか事業報告書等を提出する必要があります(法29、「特定非営利活動法人の手引(設立・管理運営編)」NV2をご参照ください)。
- ※ 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等は、所轄庁のほか所轄庁以外の関係 知事にも提出してください(法 55①、法 62)。

[令和2年改正点]

様式 提出書類 部数 (1)認定・特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書 第 17 号 104 1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 (2)任 意 2 (内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する 事項を記載した書類 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に 前 関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞ (4) れについて、取引金額の最も多いものから順次その 順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第 年 5順位までの取引 ロ 役員等(注1)との取引 度 寄附者(当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しく \mathcal{O} は三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 (注2) 105~ 任 意 2 で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附 収 111 金の合計額が20万円以上であるものに限ります。)の氏 名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類 \mathcal{O} 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに 明 (6) 係る部分を除く。) 細 ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与

な

J.,

9	「2(1)認定の基準の概要」(11~13頁)の(3)(口に係る部分を除く。)、(4)イ及び口、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類(特例認定の場合も同じです。) ※認定基準等チェック表(第3表、第3表付表1、第3表付表2、第4表(初葉)、第5表、第7表)、欠格事由チェック表	任	意	2	85~ 101
---	--	---	---	---	------------

(注) ④欄の「役員等」及び⑤欄の「特殊の関係」の詳細については、113 頁をご参照ください。

(2) 助成金の報告

認定 NPO 法人等は、助成金の支給を行ったときには、支給後遅滞なく、次の書類を所轄 庁に提出してください(法 54③、55②、62)。

提出書類	様式	部数	参照ページ
認定・特例認定特定非営利活動法人助成金支給実績提出書	第 18 号	2	114

(3) その他の報告

認定 NPO 法人等は、次に掲げる表に該当する事項がある場合には、「提出書類等」欄に掲げる書類を「提出先」欄に提出してください。

イ 1の都道府県又は指定都市の区域内にのみ事務所を設置している認定 NPO 法人等

(1) 認定 NPO 法人等の代表者の氏名に変更があった場合(法 53①、法 62)

	提出書類	様 式	参照ページ	提出先
1	認定・特例認定特定非営利活動法人代表者変 更届出書	第 16 号	115	所轄庁

(2) 認定 NPO 法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合(法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②)

	提出書類	様式	参照ページ	提出先
1	法規 31②及び法規 33②に規定されている提出書 (認定:様式第3号、特例認定:様式第5号)	内閣府規則 様式第3号 又は 様式第5号	121 • 123	所轄庁以外
2	直近の事業報告書等	任 意	_	の関係知事
3	役員名簿	任 意	_	※左表は
4	定款等	任 意	_	岡山県へ
(5)	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の 申請書に添付した書類の写し	任 意	_	提出する場合
6	認定、特例認定通知書又は認定の有効期間の 更新通知書の写し	官公署	_	

(3) 認定 NPO 法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けなければならない 事項の申請をする場合(法52③、法62、法規30、法規34、法26①)

	提出書類	様	式	参照ページ	提出先
1	定款変更認証申請書	第4	4 号	※手引(設立・管理運営編)96	
2	定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄 本	任	意	_	
3	変更後の定款	任	意	_	
4	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(法 11① 三又は十一に掲げる事項に限る。)	任	意	_	変更前の所轄庁を経由
(5)	役員名簿	任	意	_	して変更後
6	宗教活動等を主たる目的とするものではない こと(法2②二)及び暴力団等に該当しない ものであること(法12①三)を確認したこ とを示す書面	任	意	_	の所轄庁へ 提出 ※左表は 岡山県へ
7	直近の事業報告書等	任	意	_	提出する
8	認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての 添付書類の写し	任	意	_	場合
9	認定、特例認定通知書の写し	官么	公署	_	
10	所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等(寄 附者名簿を除く添付書類を含む。)の写し	任	意	_	
(1)	所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載 した書類	任	意	_	

ロ 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置している認定 NPO 法人等

(1) 所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合(法 49 ④、法 51⑤、法 62)

	提出書類	様 式	参照ページ	提出先
1)	法規 27②、法規 28 及び法規 33①に規定されている提出書 (認定:様式第1号、特例認定:様式第4号、 認定更新:様式第2号)	内閣府規則 様式第1号 又は 様式第2号 又は 様式第4号	119 · 120 · 122	所轄庁以外 の関係知事
2	直近の事業報告書等	任 意	_	\.
3	役員名簿	任 意	_	※左表は
4	定款等	任 意	_	岡山県へ 提出する
(5)	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の 申請書に添付した書類の写し	任 意	_	場合
6	認定、特例認定通知書又は認定の有効期間の 更新通知書の写し	官公署	_	

※②~④は、認定の有効期間の更新の場合は提出不要です(法51⑤)。

(2) 役員の変更等をした場合(法52①、法62、法23)

	提出書類	様 式	参照ページ	提出先
1	役員の変更等届出書	第3号	※手引(設立・ 管理運営編)87	所轄庁及び 所轄庁以外
2	変更後の役員名簿	任意	_	の関係知事
3	役員が新たに就任した場合は、 ・就任承諾及び誓約書の謄本 ・住民票等	任意	_	- ※左表は 岡山県へ 提出する 場合

(3) 定款を変更した場合(所轄庁の認証が必要な場合を除く。)(法 52①、法 62、法 25⑥)

	提出書類	様 式	参照小。一沙	提出先
1	定款変更届出書	第5号	※手引(設立・ 管理運営編) 104	所轄庁及び 所轄庁以外 の関係知事
2	当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	任 意	_	※左表は
3	変更後の定款	任 意	_	岡山県へ 提出する 場合

(4) 定款の変更に係る登記をした場合(法52①、法62、法25⑦)

	提出書類	様 式	参照ページ	提出先
1	定款変更に係る登記提出書	第5号の 2	※手引(設立・ 管理運営編) 101	所轄庁及び所轄庁以外の関係知恵
2	登記事項証明書	官公署	_	の関係知事 ※左表は 岡山県へ
3	登記事項証明書の写し	官公署	_	提出する場合

(5) 定款の変更の認証を受けた場合(法52②、法62、法25③④)

	提出書類	様 式	参照ページ	提出先
1	認定・特例認定特定非営利活動法人の定款変 更認証に係る提出書	第 15 号	116	所轄庁以外 の関係知事
2	当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	任 意	_	※左表は 岡山県へ
3	変更後の定款	任 意	_	提出する 場合

8 認定 NPO 法人等の情報公開

(1) 認定 NPO 法人等の情報公開 (閲覧)

認定 NPO 法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています($42\sim43$ 頁の「認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照)(法52④、法 54④、法 62)。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格 事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載 した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- (8) (7)のほか、法規 32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

②【令和2年改正点】

(注) ①~②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます(法 52⑤)。

≪参考≫

認定 NPO 法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています(法 $54 \cdot 10$ 、法 62)。

書 類 名	備置	き期間
青	認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類(法 54①) 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(法 54①)	認定の日から 起算して5年間	特例認定の日から 起算して3年間
前事業年度の寄附者名簿(法 54②一)	作成の日から 起算して5年間	作成の日から 起算して3年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(法542二)		
前事業年度の収益の明細など (法 54②三)		四、古类尺点。土
「2(1)認定の基準の概要」(11 頁参照)の(3)(口に係る部分を除きます。)、(4)イ及び口、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類(法 54②四、法規 32②)	作成の日から起算 して5年が経過し た日を含む事業年 度の末日までの間	翌々事業年度の末日までの間
「助成金の支給の実績」を記載した書類(法 54③)		作成の日から特例 認定の有効期間の 満了の日までの間

(2) 所轄庁の情報公開 (閲覧・謄写)

所轄庁は、認定 NPO 法人等から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(法 30、法 56、法 62)。

認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定 NPO 法人等及び所轄庁において閲覧(所轄庁においては謄写も可能です。)対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

□□【令和2年改正点】

	書類名		P0 法人等	所轄庁 (閲覧又は謄写)	
	to the traffic (N)	([閲覧)	(閲覧)	
争亲	報告書等(注1)		年過作度し成		受過 け去
	事業報告書		のた日		た 5
	計算書類(活動計算書、貸借対照表) 財産目録		末日をから		も年の間
	照度日球 年間役員名簿(各事業年度において役員であった者全員の氏名及び	\circ	ま 全 5	0	に 提
	住所等並びに報酬の有無を記載した名簿)		でも事が		出
	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面		業経		を
役員	名簿(注1)		(22.0)		(22.0)
定款	等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)		(注2)		(注2)
認定	等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及	0	g 効認	0	3 効認
	格事由に該当しない旨を説明する書類	0	効期間 認定の	0	効期間・認定の・
	等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容	0	中有	0	中有
	載した書類				
則爭	業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	0		0	
	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	0		0	
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項		· 作 成		
前	を記載した書類	0	日	×	
事	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事		から		
業	項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについ	_	5 年	_	過
年	て、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合	0	が	0	去 5
度	におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引		- が 経 過		年
D D	ロ 役員等との取引 寄附者(当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等		し		に
.,	以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における		日		提出
収	当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上で	0	を含	0	を変
益	あるものに限ります。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類		した 車		· 安 け
<i>O</i>	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類		た日を含む事業年度の末日		過去5年間に提出を受けたも
明	イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに係る部分		年度		の の
細	を除く。)	0	の	0	
な	ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に 関する事項		木日		
ど	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した	0	まで	0	
	書類	U		U	
i	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及	0		0	
	び使途並びにその実施日を記載した書類				

「2(1)認定の基準の概要」(11頁参照)の(3)(口に係る部分を除きます。)、(4)イ及び口、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	0	IJ	0	
認定・特例認定特定非営利活動法人助成金支給実績提出書	0	度の末日まで(±+)	0	"
寄附者名簿		×		×
認定(特例認定)申請書		×		×
認定 (特例認定) 申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×		×

- (注1) 認定 NPO 法人等が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければいけません(令和2年改正法30、52⑤)。
- (注2) 所轄庁又は認定 NPO 法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。
- (注3) 特例認定 NPO 法人の場合は特例認定の日から3年間
- (注4) 特例認定 NPO 法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで

9 認定 NPO 法人等に対する監督等

(1) 認定 NPO 法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款 に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該 認定 NPO 法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法 64①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の 区域内に所在する当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若 しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法 64②)。

- ハ 上記イ又はロの検査については、次のように定められています。
 - ① 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、当該検査をする職員に、上記イ又はロの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定 NPO 法人等の役員等に

提示させるものとされています(法643)。

- ② 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が、上記イ又は口の検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記ハ①の書面の提示を要しないものとされています(法 64④)。
- ③ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定 NPO 法人等の役員等に上記ハ①の書面を提示させるものとされています(法 64⑤)。
- ④ 上記イ又はロの検査をする職員が、当該検査により上記ハ①又は③で理由として 提示した事項以外の事項について、イ又はロの疑いがあると認められることとなっ た場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされ ています。この場合、ハ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検 査については適用しないものとされています(法 64⑥)。
- ⑤ イ又はロの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならず、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(法 64⑦、41③④)。

(2) 認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等

- イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等について、(4) ロ①から③の認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法 65①)。
- ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等について、(4) ロ① (「2(1)認定の基準の概要」(11~13 頁参照)の(3) は除きます。) から③の認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法 65②)。
- ハ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ又はロの規定による勧告を受けた認定 NPO 法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該 認定 NPO 法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます (法 65④)。
- ニ 上記イ及びロの勧告並びにハの命令は、書面により行うよう努めなければならない こととされています(法 65⑤)。
- ホ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ若しくは口の勧告又はハの命令をした ときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令を した旨を公示することとされています(法 6536)。
- へ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、イ若しくはロの勧告又はハの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法 65⑦)。
 - ① 欠格事由の概要(14頁参照)の(1)4及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本

部長

② 欠格事由の概要(14頁参照)の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

(3) その他の事業の停止

- イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定 NPO 法人につき、その他の事業から生じた利益 が当該認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認め るときは、当該認定 NPO 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(法 66①)。
- ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています(法 66②、65⑤⑥)。

(4) 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し

- イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)を取り消さなければなりません(法 67①③)。
 - ① 欠格事由(認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由については14頁をご参照ください。)のいずれかに該当するとき
 - ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
 - ③ 正当な理由がなく、上記(2)ハの命令又は(3)イのその他の事業の停止命令に従わないとき
 - ④ 認定 NPO 法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき
- ロ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(法 67②③)。
 - ① 「2(1)認定の基準の概要」(11~13 頁参照)(3)、(4)イ若しくはロ、(7)に掲げる基準に適合しなくなったとき
 - ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、「8(1)認定 NPO 法人等の情報公開(閲覧)」(41 頁参照)に違反して書類を閲覧させないとき
 - ③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したと き
- ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。
 - ① 上記(4)イ又はロの認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定 NPO 法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています(法 67④、43③)。
 - ② 所轄庁は、上記ハ①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(法 67④、43④)。

- ③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていた NPO 法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(法 67④、49①②)
- ④ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法 67④、65⑦)。
 - a 欠格事由の概要(14頁参照)の(1)4及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察 本部長
 - b 欠格事由の概要(14頁参照)の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県 知事又は関係市町村長

≪参考≫ 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定 NPO 法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業(法人税法第2条第13号の収益事業を言います。(注)に同じです。)から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります(措法66の11の2③~⑤)。

(注) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます(34頁参照)。

(5) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ~ハの罰則が設けられています。

イ 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定 NPO 法人等と認定 NPO 法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます(法77)。

- ロ 50 万円以下の罰金
 - 次の①~④に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます(法78、79)。
 - ① 認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者(法50①、62、78二、四)
 - ② 不正の目的をもって、他の認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者(法 50②、62、78 三、五)
 - ③ 正当な理由がないのに、9(2)「認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等」ハ(44頁 参照)の規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者(法65④、78六)
 - ④ 正当な理由がないのに、9(3)「その他の事業の停止」イ(45 頁参照)の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者(法 66①、78 七)

ハ 20 万円以下の過料

以下の①~④のいずれかに該当する場合においては、NPO 法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます(法80)。

- ① 認定 NPO 法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等(法 52①、53①)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき(法 80 三)
- ② 認定 NPO 法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置きの規定(法 54①~③)に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類(8(1)「認定 NPO 法人等の情報公開(閲覧)≪参考≫(41 頁参照)」)を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法80 四)
- ③ 事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定 NPO 法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定(法 49④、53④)又は事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定(法 52②)、認定 NPO 法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定(法 55①②)に違反して、毎事業年度1回提出しなければならない書類(7(1)「事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」(37~38 頁参照))及び7(3)「その他の報告」イ(2)、口(1)、(4)、(5)(38~40 頁参照)の書類の提出を怠ったとき(法 80 五)
- ④ 9(1)「認定 NPO 法人等に対する報告及び検査」イ若しくはロ(43 頁参照)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(法80十)

10 認定 NPO 法人等の合併

(1) 認定 NPO 法人等が合併の認定を受けるための申請手続

合併の認定を受けようとする認定 NPO 法人等は、次の書類を所轄庁に提出してください(法 63③)。

	提 出 書 類	様式	部数	参照ページ
1	合併認定申請書	第21号	1	117
2	実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿(注1)	任 意	1	103
3	認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しな い旨を説明する書類	任 意	2	118 67~101
4	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	任 意	2	102

(注1) 条例個別指定を受けている法人及び特例認定法人の合併認定申請には不要

(2) NPO 法人の合併

NPO 法人は、社員総会の決議により、他の NPO 法人と合併することができます(法33)。社員総会において合併の決議がなされた NPO 法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません(法34)。

所轄庁から合併の認証を受けた NPO 法人は、その認証の通知のあった日から 2週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります(法 35)。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続きが終了した日から2週間以内に、合併により設立したNPO法人又は合併後存続するNPO法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります(組登令8)。

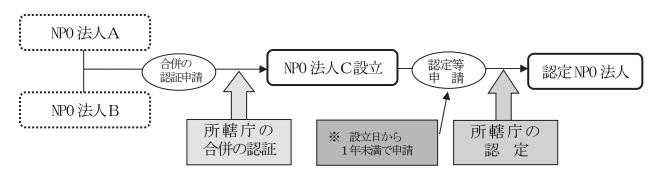
(注)「一定の期間内」の期間は、2か月を下回ってはなりません。

(3) 合併法人に係る認定等の基準の適用

合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人は、その所轄庁に認定の申請を行うこととなります。申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないものが、認定等を受けようとする場合には、認定等の基準の適用において次のように取り扱われます。

(1) 合併によって設立された NPO 法人が申請を行う場合

認定等を受けようとする NPO 法人が合併によって設立された NPO 法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの(以下「合併新設法人」といいます。)である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併によって設立された日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において1年を超える期間 を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります(法46、令63)。

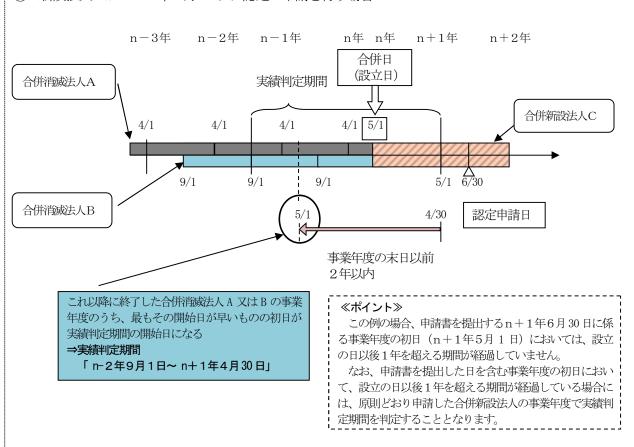
- (イ) 実績判定期間の終了日
 - ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき。 その最初の事業年度の末日
 - ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき。 設立の日の前日
- (p) 実績判定期間の開始日

上記イ(イ)①又は②の日以前5年(過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年)内に終了した合併によって消滅した各NPO法人(以下「合併消滅法人」といいます。)の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併新設法人及び各合併消滅 法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります(法59、令8 ④)。

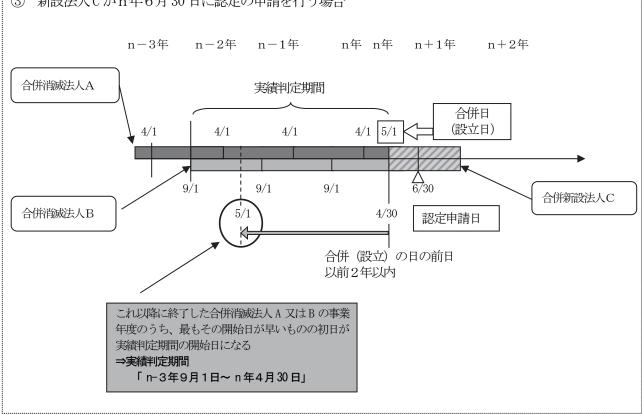
(設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A(事業年度:4月~3月)と法人B(n-3年9月1日設立、事業年度:9月~8月)が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C(事業年度:5月~4月)を設立し、
 - (注) 合併新設法人の最初の事業年度は、必ずしも1年間で設定されるとは限らず、1年間よりも短く設定される 場合もあります。
- ③ 新設法人Cがn+1年6月30日に認定の申請を行う場合



(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度:4月~3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度:9月~8月) が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C(事業年度:5月~4月)を設立し、
- ③ 新設法人Cがn年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え (法令6③))

:	通常の申請時
(実績判定期間に	ついて)

実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法443)。

(設立後の経過期間について)

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、<u>その設立の日</u>以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。

読替え後

(実績判定期間について) 実績判定期間とは 翌5

実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。

(設立後の経過期間について)

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、<u>合</u>併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のう <u>ち最も早い日</u>以後1年を超える期間が経過していること (法45①八)。

ロ 法人の設立前の期間における認定等の基準への適合の判定(法46、法令52、623)

申請をしようとする NPO 法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間(実績判定期間中に限ります。)については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

	認定基準	合併前の判定方法	
パブリ	ック・サポート・テスト (PST) に関する基準 (一号基準)	各合併消滅法人を一の法人とみな	
活動の	対象に関する基準(二号基準)	して判定します。	
運営組	織及び経理に関する規準(三号基準)		
	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、 支持又は反対する活動を行っていないこと	各合併消滅法人のそれぞれについ	
基準(四号事業活動に	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えない こと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行って いないこと	て判定します。	
(四号基準)	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利 活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定	各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。	
基情	非営利活動に係る事業費に充てていること イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること (個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)	各合併消滅法人のそれぞれについ て判定します。	
(五号基準)	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を 説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、 収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する 予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人(実績判定期間中に 認定又は特例認定を受けていた期 間が含まれるものに限ります。)の それぞれについて判定します。	
	への書類の提出に関する基準 (六号基準) 為に関する基準 (七号基準)	各合併消滅法人のそれぞれについ て判定します。	
. 1,717-11		= / 0	

また、設立後の経過期間に関する基準(八号基準)は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

- (注1) 各基準の詳細は、「3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準(15~27 頁)を参照してください。
- (注2) 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号ロの基準の適用はありません。

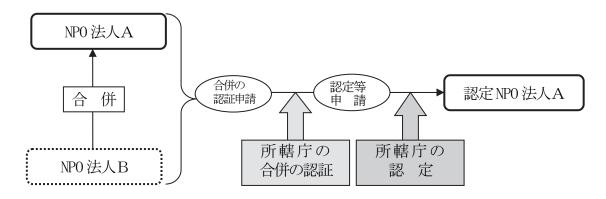
≪ポイント≫

認定等申請書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります(法45①九)。

(2) 合併後存続した NPO 法人が申請を行う場合

認定等を受けようとする NPO 法人が合併後存続する NPO 法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの(以下「合併存続法人」といいます。)である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経 過していない法人が対象となります。

イ実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります(法46、令6①)。

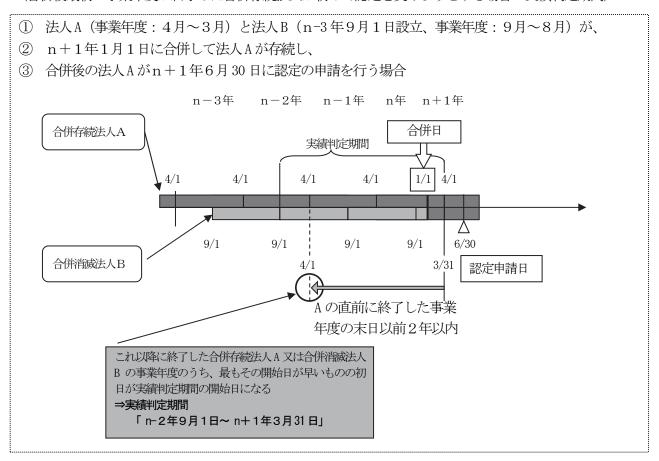
- (イ) 実績判定期間の終了日
 - ① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき。 その最初の事業年度の末日
 - ② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき。 合併の日の前日

(ロ) 実績判定期間の開始日

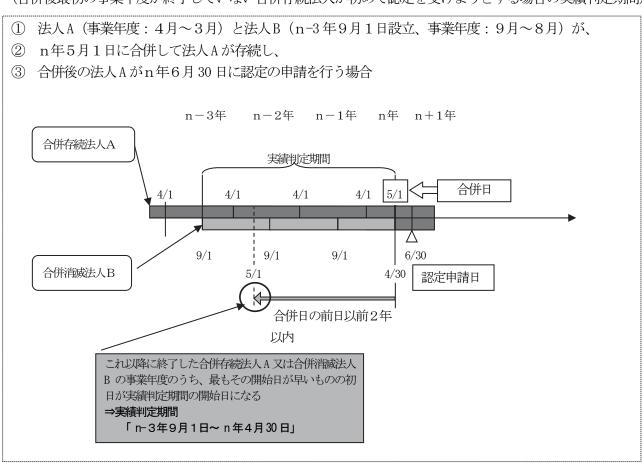
上記イ(イ)①又は②の日以前5年(過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年)内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併存続法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります(法59、法令8)。

(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)



(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)



(参考:各規定の読替え(法令6①))

通常の申請時	読替え後
(実績判定期間について)	(実績判定期間について)
実績判定期間とは、認定を受けようとする	実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法
特定非営利活動法人の直前に終了した事業	人の直前に終了した事業年度の末日(当該末日の翌々日以後に
年度の末日以前5年(認定を受けたことのな	合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項
い特定非営利活動法人が認定を受けようと	において同じ。) 以前5年(認定を受けたことのない特定非営
する場合にあっては、2年)内に終了した各	利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内
<u>事業年度</u> のうち最も早い事業年度の初日か	に終了したその特定非営利活動法人又は合併によって消滅し
らその末日までの期間をいう(法44③)。	た各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年
	度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。
(設立後の経過期間について)	(設立後の経過期間について)
申請書を提出した日を含む事業年度の初	申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その申
日において、その設立の日以後1年を超え	請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特
る期間が経過していること(法45①八)。	定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超
	える期間が経過していること(法45①八)。

ロ 法人の合併前の期間における認定基準等への適合の判定(法46、法令52、612)

申請をしようとする NPO 法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間(実績判定期間中に限ります。)については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人(以下「合併前法人」といいます。)及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

	認定基準	判定方法	
パブリ	ック・サポート・テスト (PST) に関する基準 (一号基準)	合併前法人及び合併消滅法人を一の法	
活動の	対象に関する基準(二号基準)	人とみなして判定します。	
運営組	織及び経理に関する規準(三号基準)		
基準(四号基準)	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないことロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞ れについて判定します。	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	合併前法人及び合併消滅法人を一の法 人とみなして判定します。	
基情	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること。 (個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞ れについて判定します。	
基準(五号基準)	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨 を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規 定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当 する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させるこ と	合併前法人及び合併消滅法人(実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限ります。)のそれぞれについて判定します。	
所轄庁	一への書類の提出に関する基準(六号基準)	合併存続法人及び合併消滅法人のそれ	
不正行	為に関する基準(七号基準)	ぞれについて判定します。	

また、設立後の経過期間に関する基準(八号基準)は次のとおりとなります。

合併存続法人が申請書を提出しようする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

- (注1) 各基準の詳細は、「3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準」(15~27頁)を参照してください。
- (注2) 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号ロの基準の適用はありません。

≪ポイント≫

認定等申請書の添付書類は、合併存続法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る書類も提出する必要があります。

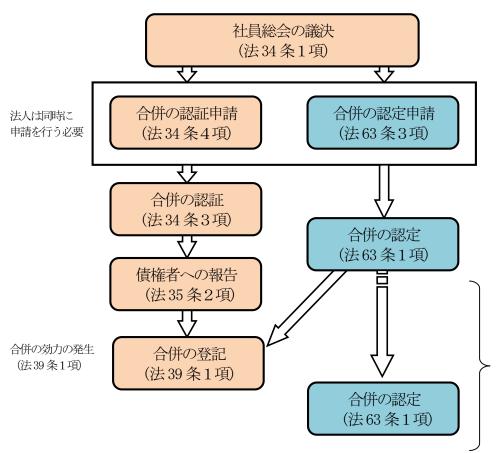
また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります(法45①九)。

(3) 認定 NPO 法人等の合併

イ 認定 NPO 法人が認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合

認定 NPO 法人が認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立した NPO 法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、認定 NPO 法人としての地位を承継します(法63①)。

○ 申請から認定手続



認証・認定の申請は、いずれも合併 法人の新所轄庁に対して行う。63条 1項の認定の申請を受けた新所轄 庁は、各合併消滅法人の各所轄庁と 所轄庁以外の関係知事に対し、直ち に通知する必要(規則35条1項)

認定・不認定の処分をした場合は、 各合併消滅法人の各所轄庁と所轄 庁以外の関係知事に対し、直ちに通 知する必要(規則35条2項)

合併登記(効力の発生)までの間に認定・不認定処分が行われない場合は、暫定的に、合併の効力の発生日以降処分日までの間、認定法人としての地位を継承しているものとみなす(法63④)

ロ 特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合

特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人(認定NPO法人を除きます。)と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、特例認定NPO法人としての地位を承継します(法63②)。

ハ 合併の認定の申請

上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、所轄庁に当該認定の申請をしなければなりません(法63③)。

なお、当該認定の申請を行った場合において、その合併の効力が生ずる日までに認定の申請に対する処分がされないときは、合併後存続する NPO 法人又は合併によって設立された NPO 法人は、その処分がされるまでの間は、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人としての地位を承継しているものとみなされます (法 63④)。

二 実績判定期間及び認定基準

合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人が、上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとする場合の実績判定期間及び各認定基準は、次のとおりとなります。

(イ) 実績判定期間

合併の認定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります(法635、令9①②)。

(1) 実績判定期間の終了日

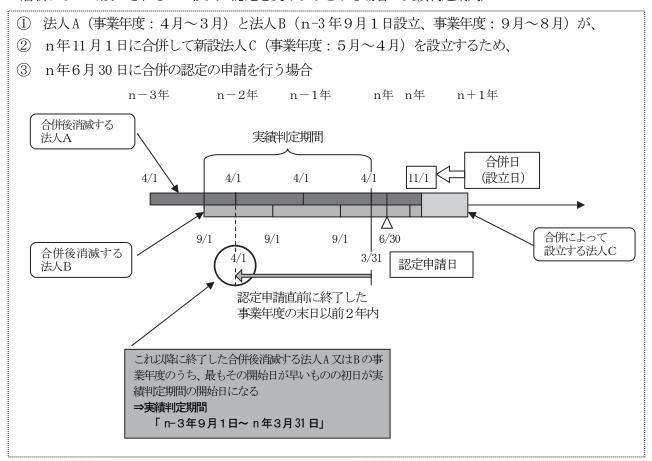
合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人(合併によってNPO法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各NPO法人。以下同じです。)の各事業年度のうち申請書を提出する直前に終了した事業年度の末日

(2) 実績判定期間の開始日

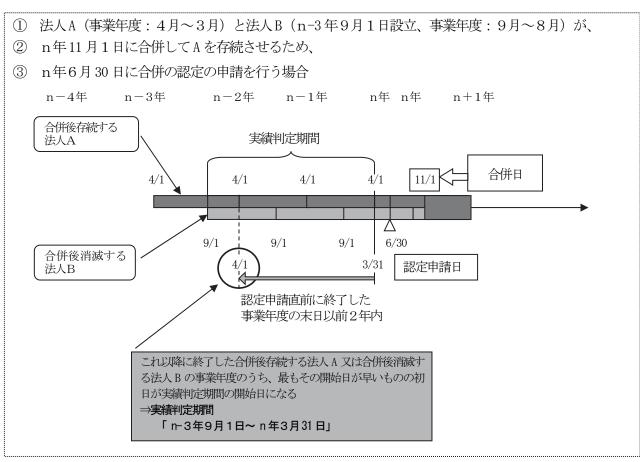
上記(1)の日以前2年内に終了した合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人と合併する際の合併の認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人であって特例認定NPO法人でないものが、①その設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないこと及び②過去に認定又は特例認定を受けたことがないことが特例認定の基準となります(法59、法令9①②)。

(合併によって設立される NPO 法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)



(合併後存続する NPO 法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)



(参考:各規定の読替え(法令9①))

通常の申請時	読替え後
(実績判定期間について)	(実績判定期間について)
実績判定期間とは、認定を受けようと	実績判定期間とは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合
する特定非営利活動法人の直前に終了	併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非
した事業年度の末日以前5年(認定を受	営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する
けたことのない特定非営利活動法人が	各特定非営利活動法人。以下この項において同じ)の各事業年度
認定を受けようとする場合にあっては、	のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年内に終了した合併
<u>2年)</u> 内に終了した <u>各事業年度</u> のうち最	後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定
も早い事業年度の初日からその末日ま	非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から
での期間をいう (法443)。	その末日までの期間をいう(法44③)。
(設立後の経過期間について)	(設立後の経過期間について)
申請書を提出した日を含む事業年度の	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する
初日において、その設立の日以後1年を	各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立
超える期間が経過していること(法45	する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法
①八)。	人)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日に
	おいて、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消
	滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人
	を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利
	活動法人)であって認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非
	営利活動法人でないものの設立の日以後1年を超える期間が経過
	していること (法45①八)。

(中) 認定基準への適合の判定(法63、法令9③5)

認定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の実績について判定を行うこととなります。

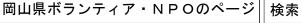
	認定基準	判定方法
パブリ	ック・サポート・テスト (PST) に関する基準 (一号基準)	合併後存続するNPO法人及び合併によって消費するNPO法人及び合併によって消費するNPO法人ないの法人ないの法人ない。
活動の	対象に関する基準(二号基準)	て消滅する各 NPO 法人を一の法人とみな して判定します。
運営組	織及び経理に関する規準(三号基準)	
	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推 薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	合併後存続する NPO 法人及び合併によっ て消滅する各 NPO 法人のそれぞれについ
基準(四号基事業活動に関	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を	て判定します。
回勤	行っていないこと	
(四号基準)	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非 営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上で あること	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人を一の法人とみな
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を 特定非営利活動に係る事業費に充てていること	して判定します。

基準 (五	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること (個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。) ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。 合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人 (実績判定期間中
(五号基準)	旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧 させること	に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限ります。)のそれぞれについて判定します。
所轄庁~	への書類の提出に関する基準(六号基準)	合併後存続するNPO法人及び合併によっ
不正行為	為に関する基準(七号基準)	て消滅する各 NPO 法人のそれぞれについ て判定します。
設立後の	の経過期間に関する基準(八号基準)	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人であって認定NPO法人又は特例認定NPO法人でないものの設立の日以後1年を超える期間を経過していることが、認定基準となります。

- (注1) 各基準の詳細は、「3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準」(15~27頁)を参照してください。
- (注2) 現に特例認定NPO 法人である法人については、法 59 条 2 号(設立後 5 年以内である)及び 3 号(過去に認定を受けたことがない)の基準は適用対象になりません(法 63 ⑤、令 9 ②)。

Ⅲ 様式集

岡山県への認定申請、届出等に必要な様式は、岡山県県民生活部県民生活課のホームページ内「**岡山県ボランティア・NPOのページ**」の「4 NPO法人の認定・特例認定について」からダウンロードできます。





<アクセス>

岡山県トップページ→組織で探す→県民生活部→県民生活課
→ボランティア・NPO→★岡山県ボランティア・NPOのページ★
(https://www.pref.okayama.jp/page/662538.html)

Ⅲ 様式集

1 特定非営利活動法人認定申請書

様式第13号(第17条関係)

年 月 日

岡山県知事

(特定非営利活動法人の名称) 主たる事務所の所在地 代表者氏名 電話番号

特定非営利活動法人認定申請書

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第44条第1項の規定により次のとおり認定を受けたいので、申請します。

記

年 設 立、年月 月 日 日 事 業 年 度 月 日~ 月 日 有 無 本申請において適用する 過去の認定の有無 自 年 月 日 (過去の認定の有効期間) パブリック・サポート・テスト 年 至 月 日 基準 (過去に認定した所轄庁) 過去の特例認定の有無 無 有 月 (日) (特例認定を受けた日) 年 □ 相対値基準·原則 (過去に特例認定した所轄庁) 認定取消の有無 無 有 □ 相対値基準·小規模法人 年 月 日) 消 (日) (取 □ 絶対値基準 (取り消した所轄庁) • 無 特例認定取消の有無 有 □ 条例個別指定法人 年 月 日) (取 消 日) (取り消した所轄庁) 現に行っている 事業の概要 その他の参考事項

(備考)

上 記 以 外 の事務所の所在地

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える 期間が経過していなければ認定申請書を提出することができない。
- ・ 過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができない。
- ・ 過去に認定(有効期間の更新を除く。)又は認定取消を複数回受けている場合は、直 近の認定の有効期間又は取消日を記載すること。
- ・ 申請書には「認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)」に掲げる書類を添付すること。
- ・ 法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更等を予定している場合は、その旨を「その他の参考事項」に記載すること。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入すること。

2 認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(参考資料 様式例)

認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)

	申請書・添付書類							
特定	特定非営利活動法人認定申請書(様式第13号(第17条関係))							
1	1 寄附者名簿 (注)							
2	2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類							
		ィ、	口、/	いのいずれか1つの基準を選択してください。				
			1	相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人				
				認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)				
				認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)				
				受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値 <u>基準</u> ・原則用)				
	号基準			受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)				
	準			社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)				
			П					
				認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)				
			/\	条例個別指定基準				
				認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)				
	_	いず	れかの	の書類を提出することとなります。				
	一号基準		認定	E <u>基準</u> 等チェック表(第2表)				
	準 		認定					
		認定	基準等	等チェック表(第3表)				
	三号基準	役員	の状況	況(第3表付表1)				
	準	帳簿	組織の	の状況(第3表付表2)				
		認定	基準等	等チェック表(第4表)				
	四号基準	役員	等に	対する報酬等の状況(第4表付表1)				
	準	役員	等に	対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)				
	基五準号	認定	基準等	等チェック表(第5表)				
	号六 基 本 工	認定	基準等	等チェック表 (第6、7、8表)				
	欠格	事由ヲ	チェツ	ク表				
3	3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類							

(注意事項)

条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません(法44②ただし書)。

3 特定非営利活動法人特例認定申請書

様式第20号(第23条関係)

年 月 日

岡山県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称) 主たる事務所の所在地 代表者氏名 電話番号

特定非営利活動法人特例認定申請書

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第58条第1項の規定により次のとおり特例認定を受けたいので、申請します。

記

	HC .
設 立 年 月 日	年 月 日
事 業 年 度	月 日~ 月 日
現に行っている 事 業 の 概 要	
その他の参考事項	
上 記 以 外 の 事務所の所在地	

(備考)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える 期間が経過していなければ特例認定申請書を提出することができない。
- ・ 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ特例認定申請書を提出する ことができない。
- ・ 過去に認定又は特例認定を受けたことのある法人は特例認定申請書を提出することができない。
- ・ 申請書には「特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)」に 掲げる書類を添付すること。
- ・ 法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更等を予定している場合は、その旨 を「その他の参考事項」に記載すること。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入 すること。

4 特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(参考資料 様式例)

特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)

定事業利活動法人特例認定申請書(株式第20号(第23条関係))		申請書・添付書類	チェック										
記定基準等に適合する盲及び欠格事由に該当しない盲を説明する書類	非営和	活動法人特例認定申請書(様式第20号(第23条関係))											
イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。 (章) イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人 認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用) 受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・小規模法人用) 社員から受け入れた会費の明細表 (第1表付表2 相対値基準用) ロ 絶対値基準 認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用) ハギれかの書類を提出することとなります。 認定基準等チェック表 (第2表) 認定基準等チェック表 (第2表) 認定基準等チェック表 (第3表) 役員の状況 (第3表付表1) 帳簿組織の状況 (第3表付表2) 認定基準等チェック表 (第4表) 役員等に対する報酬等の状況 (第4表付表1) を養著 のといずれがの譲渡等の状況 (第4表付表2) 認定基準等チェック表 (第6、7、8表) 欠格事由チェック表 (第6、7、8表)	寄附者	·名簿 ^(注)											
日日本学 日日本学 日日本学 日日本学 日日本学 日日本学 日日本学 日日本学	認定基												
記定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用) 記定基準等チェック表 (第2表 相対値基準・小規模法人用) 受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・小規模法人用) 社員から受け入れた会質の明細表 (第1表付表1 相対値基準用) 社員から受け入れた会質の明細表 (第1表付表2 相対値基準用) ・ 一 絶対値基準 認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		イ、ロ、ハのいずれか1つの <u>基準</u> を選択してください。 ^(注)											
設定基準等チェック表(第2表 相対値基準・小規模法人用) 受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用) 受け入れた寄附金の明細表(第1表付表2 相対値基準用) 社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用) 上の動物値基準 設定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用) 上のずれかの書類を提出することとなります。 認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用) 認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用) 認定基準等チェック表(第3表) 投資の状況(第3表付表1) 帳簿組織の状況(第3表付表2) 認定基準等チェック表(第4表) 投資等に対する報酬等の状況(第4表付表1) 投資等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2) 董		イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人											
受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用) 受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用) 社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)		認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)											
受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用) 社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用) ロ 総対値基準 認定基準等チェック表(第1表 総対値基準用) いずれかの書類を提出することとなります。 認定基準等チェック表(第2表) 認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用) 認定基準等チェック表(第3表) 役員の状況(第3表付表1) 帳簿組織の状況(第3表付表2) 認定基準等チェック表(第4表) 役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1) 役員等に対する報酬等の状況(第4表付表2) 臺 吾 認定基準等チェック表(第5表) 認定基準等チェック表(第5表) を		認定基準等チェック表(第2表 相対値基準・小規模法人用)											
世員から受け入れた会費の明細表 (第1表付表2 相対値基準用) 地対値基準 認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用) いずれかの書類を提出することとなります。 認定基準等チェック表 (第2表 条例個別指定法人用) 認定基準等チェック表 (第2表 条例個別指定法人用) 認定基準等チェック表 (第3表) 役員の状況 (第3表付表1) 帳簿組織の状況 (第3表付表2) 認定基準等チェック表 (第4表) 役員等に対する報酬等の状況 (第4表付表1) 役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2) 董曹 認定基準等チェック表 (第5表) 認定基準等チェック表 (第6、7、8表) 欠格事由チェック表		受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)											
社員から受け入れた会費の明細表 (第1表付表2 相対値基準用) 「	一号基	受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)											
認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用) 1	準	社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)											
記定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用) 記定基準等チェック表 (第2表 認定基準等チェック表 (第2表 認定基準等チェック表 (第2表 条例個別指定法人用) 認定基準等チェック表 (第3表) 役員の状況 (第3表付表2) 認定基準等チェック表 (第4表) 役員等に対する報酬等の状況 (第4表付表1) 役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2) 認定基準等チェック表 (第5表) 認定基準等チェック表 (第5表) 認定基準等チェック表 (第6、7、8表) 欠格事由チェック表		口 絶対値基準											
記定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用) いずれかの書類を提出することとなります。 認定基準等チェック表 (第2表		認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)											
いずれかの書類を提出することとなります。 認定基準等チェック表(第2表 探しる 深定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用) 認定基準等チェック表(第3表) 投員の状況(第3表付表 1) 帳簿組織の状況(第3表付表 2) 認定基準等チェック表(第4表) 投員等に対する報酬等の状況(第4表付表 1) 投員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表 2)		ハ 条例個別指定基準											
認定基準等チェック表(第2表) 認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用) 認定基準等チェック表(第3表) 役員の状況(第3表付表1) 帳簿組織の状況(第3表付表2) 認定基準等チェック表(第4表) 役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1) 役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2) 違		認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)											
認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用) 認定基準等チェック表(第3表) 役員の状況(第3表付表1) 帳簿組織の状況(第3表付表2)	_	いずれかの書類を提出することとなります。											
認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用) 認定基準等チェック表(第3表) 役員の状況(第3表付表1) 帳簿組織の状況(第3表付表2)	号基	認定基準等チェック表(第2表)											
世界	準	認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)											
 帳簿組織の状況(第3表付表2) 認定基準等チェック表(第4表) 役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1) 役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2) 基 吾 認定基準等チェック表(第5表) 認定基準等チェック表(第6、7、8表) 欠格事由チェック表 	_	認定基準等チェック表(第3表)											
 帳簿組織の状況(第3表付表2) 認定基準等チェック表(第4表) 役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1) 役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2) 基 吾 認定基準等チェック表(第5表) 認定基準等チェック表(第6、7、8表) 欠格事由チェック表 	号基	役員の状況(第3表付表1)											
四号基準 役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1) 役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2) 董吾 認定基準等チェック表(第5表) 号へ業人 認定基準等チェック表(第6、7、8表) 欠格事由チェック表	準	帳簿組織の状況(第3表付表2)											
世 受員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表 2)	т	認定基準等チェック表(第4表)											
世 受員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)	号基	役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)											
号六 基	华	役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)											
欠格事由チェック表	基五準号	認定基準等チェック表(第5表)											
	号六 基 準八	認定基準等チェック表(第6、7、8表)											
寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	欠格	事由チェック表											
	寄附金	を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類											

(注意事項)

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません(法58②、59一)。

5 認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書

様式第14号(第18条関係)

年 月 日

岡山県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称) 主たる事務所の所在地 代表者氏名 電話番号

認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第51条第2項の規定により、次のとおり認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けたいので、申請します。

記

	нС
認定の有効期間	自 年 月 日 本申請において適用する パブリック・サポート・テスト 基準
認定の有効期間の満了日の6月前の日	年 月 日 □ 相対値基準・原則
認定の有効期間の 満了日の3月前の日	年 月 日 □ 相対値基準・小規模法人 □ 絶対値基準
事 業 年 度	月 日~ 月 日 □ 条例個別指定法人
現 に 行 っ て い る 事 業 の 概 要	
その他の参考事項	
上 記 以 外 の事務所の所在地	

(備考)

- ・ 認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間(更新申請期間)に更新の申請をしなければならない。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合(災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除く。)は、改めて認定の申請を行うこととなる。
- ・ 認定の有効期間の欄には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している 有効期間を記入すること。
- ・ 申請書には「認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)」に 掲げる書類を添付すること(既に所轄庁に提出している書類のうち、その記載した事項 に変更のないものを除く。)。
- ・ 法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更等を予定している場合は、その旨 を「その他の参考事項」に記載すること。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記 入すること。

6 認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧(参考資料 様式例)

認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)

				申請書・添付書類	チェック									
認定特	定非	営利	活動法	法人認定有効期間更新申請書(様式第14号(第18条関係))										
1 寄	附者	名簿	(注) 1											
2 認	定基	準等	に適合	合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類										
		イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。												
			1	相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人										
				認定 <u>基準</u> 等チェック表(第1表 相対値 <u>基準</u> ・原則用)										
				認定 <u>基準</u> 等チェック表(第1表 相対値 <u>基準・小規模法</u> 人用)										
_				受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)										
1	号 基準			受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)										
	準			社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)										
					П									
				認定基準等チェック表(第1表 絶対値 <u>基準</u> 用)										
			/\	条例個別指定基準										
				認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)										
	_	いず	れかの	の書類を提出することとなります。										
	二号基準		認定	<u>基準</u> 等チェック表(第2表)										
	準		認定											
	=	認定	基準等	等チェック表(第3表)	(注) 3									
	号	役員	の状況	兄(第3表付表1)										
	牽	帳簿	組織の	の状況(第3表付表2)										
	п	認定	基準	等チェック表(第4表)										
	四号基準	役員	等に	ー 対する報酬等の状況(第4表付表1)	(主) 2									
	準	役員	等に	対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)										
基準	五	認定	基準	等チェック表(第5表)										
1 単準	六~八	認定	基準	等チェック表(第6、7、8表)	(注) 3									
2	欠格	事由ラ	チェツ	ク表										
3 寄	附金	を充	当する	る予定の具体的な事業の内容を記載した書類										

- 1 寄附者名簿の添付は必要ありません(法51⑤)。
- 2 法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項は、改めて記載する 必要はありません(法51⑤ただし書)。なお、認定基準等チェック表の添付を省略する場合はチェック欄に「省略」 と記載してください。
- 3 「認定基準等チェック表(第3表)ロ」欄及び「認定基準等チェック表(第6表)並びに(第8表)」欄の記載は必 要ありません。

7 認定等の基準に適合する旨を説明する書類等(認定基準等チェック)(様式例)

12-17	<u> </u>	大順刊足翔间	十 万	Н		-+	· /-	Н
	経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占め 分の1以上であること。	る割合が実績判定期間	(注意事項	多照)(こおい	て	7 I	ック欄
<u></u>				実	績 判	定		目
経	:常収入金額(②の金額)		1				F	9
総	収 入 金 額		T				F	9
	国の補助金等の金額(②欄に金額の記載がある場合)	は、記入不可)	4				F	7
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの	D金額	9				F	
控	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地力いる場合の負担金額	5公共団体が負担することと	されて 😑				F	
除	資産の売却収入で臨時的なものの金額		3				F	9
金	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過路 基準・原則用) ①欄の「()」)	顔に相当する金額(付表1(相対値				F	9
額	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、 額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原		の合計				F	9
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金 ⑥欄)	を額(付表1(相対値基準・原	9				F	9
<u> </u>	休眠預金等交付金関係助成金(付表 1(相対値基準	・原則用) ①欄)	(分)				F	9
差	引金額 (⑦-①-②-②-②-⑦-⑨-⑤)		9				F	g ⇒(<u>1</u>
寄	: 附 金 等 収 入 金 額 (守 の 金 額)	2				F	9
受	入寄附金総額(付表 1 (相対値基準・原則用) ②欄)		•				F	9
	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値	直基準・原則用)①欄)	②				F	9
控除	到板以上不用去进车上车。板上上上,但只是比较		その合 ②				F	9
金額		質(付表1(相対値基準・原	則用) 也				F	9
	休眠預金等交付金関係助成金(付表 1 (相対値基準・	・原則用)①欄)	0				F	9
差	引金額 (サーシーダーセーツ)		Ø				F	9
会	費収入(②欄と付表2(相対値基準用)④欄のうちいっ	ずれか少ない金額)	Ð				F	9
国	の補助金等の金額(②欄の金額を限度とする。)		9				F	9
合	計金額 (多+多+少)		9				F	9 ⇒2
基準	集となる割合 (②÷①)		3				0	6

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
- したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日 (認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日) となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「〇」を記載してください(第2表以下についても同様です。)。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・原則用)記載要領

項目	記載要領	注 意 事 項
「総収入金額⑦」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合に は、特定非営利活動に係る事業 と全てのその他の事業の経常収 益計と経常外収益計の合計額を 記載します。
「国の補助金等の金額①」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関(以下「国等」といいます。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額②」欄 に金額の記載がある場合は記入 できません。
「委託の対価としての収入で国等から支 払われるものの金額の」 欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金 額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価 を国又は地方公共団体が負担することと されている場合の負担金額至」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額 ⑦」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収 入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち 基準限度超過額に相当する金額の」~「休 眠預金等交付金関係助成金の」、及び「受入 寄附金総額の)~「休眠預金等交付金関係 助成金の」の各欄	「第1表付表1(相対値基準・原則用)」の各該当欄 の金額を転記します。	
「会費収入免」欄	「差引金額多」欄と「第1表付表2(相対値基準用) ④」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額②」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額 図」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

法人	名	実績判定期間 年 月 日~ 年 月					月	日			
	実績判定期間(注意事項参照)における下欄3の②欄の金額に占める②欄の金額の割合(②欄)が、 5分の1以上であること										
小規模	法人の判定										
	実績判定期間の総収入金額 円	7	ī								
1	実績判定期間の月数 月		$\times 12 = 0$	(<u>A</u>)			円				
	④が 800 万円未満である	はい	2 ^								
	(3) 1) (1) (1) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3	いいえ	小規模法	去人の例言	算・・	・適用不	可				
2	実績判定期間において受け入れた寄附金の合計	はい	小規模法	:人の特例	計算・	・・適用す	ग 3	^			
	額が3千円以上の寄附者(役員、社員を除く。) - の数が50人以上である	いいえ	小規模法	人の特例	計算・	・・適用	「可				
	小規模法人の特例計算を適用する場合収 入 金 額			9				円			
174	国の補助金等の額(受欄に金額の記載がある場合は	よ、記入不可)		(1)				円			
控	委託の対価としての収入で国等から支払われるもの。)の金額		(b)				円			
除	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地 こととされている場合の負担金額	也方公共団体	が負担する	Ð				円			
金	資産の売却収入で臨時的ものの金額			3				円			
額	遺贈により受け入れた寄附金等のうち準限度超過路 1 (相対値基準・小規模法人用)①欄の「()」)	頭こ相当する⊴ 	金額(付表	D				円			
	休眠預金等交付金関係助成金(付表 1(相対値基準	・小規模法人	用)⑪欄)	(4)							
差引	金額 (⑦-①-①-①-①-①-①-①-①-①-①-①-①-①-①-①-①-①-①-①			9				円			
受7	、寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)	- A欄)		<i>ூ</i>				円			
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額 (付表 1 (相対値基準・小規模法人用) ①欄)	П) Сіва	9				円				
	休眠預金等交付金関係助成金(付表 1 (相対値基準 11 人類(G)(G)(G)	(用) (日欄)	#				円円				
	金額(⑦-②-⑪) 貴収入(②欄と付表2(相対値基準)④欄のうちいず》	h hybtalns	攻 百)	② ②				円			
	資収入(②欄と刊表 2 (相対恒基準)(4欄のからいする) ○補助金等の金額(②欄の金額を限度とする)	いパナグはV笠	1只/	(b)				円			
				9				円			
	ま港となる割合 (① ∸ 例) ········		[(3)				%] [

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
 - したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日)となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「O」を記載してください(第2表以下についても同様です。)。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・小規模法人用)記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未 満の端数がある場合は一月に切り 上げます。
「総収入金額⑦」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定 非営利活動に係る事業と全てのそ の他の事業の経常収益計と経常外 収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額①」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関(以下「国等」といいます。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額②」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支 払われるものの金額の」 欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計 金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価 を国又は地方公共団体が負担することと されている場合の負担金額至」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき 行われる事業でその対価の全部又は一部につき、そ の対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団 体が負担することとされている場合のその負担部 分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額 ③」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却 収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産 として経理している資産であって も、実質的に販売用の資産であるも のば除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち 基準限度超過額に相当する金額の」、「休眠 預金等交付金関係助成金色」、「受入寄附金 総額の」、「一者当たり基準限度超過額の合 計②」、「休眠預金等交付金関係助成金の」 の各欄	「第1表付表1(相対値基準・小規模法人用)」の 各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入②」欄	「差引金額②」欄と「第1表付表2(相対値基準用)④」欄のうちいずれか少ないほうの金額を記載します。	
「国の補助金等の金額で」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額②」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・原則用)

法人名	実績判定期間	年 月	日 ~	年 月	日
-----	--------	-----	-----	-----	---

1 基準限度額の計算

受		入		寄		附		金		総		額	A	円
休	眠	預	金	等	交	付	金	関	係	助	成	金	B	円
	割限度物質を対												©	円
	割限度額 類を控												(D)	н

2 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金

④のうち寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)	Ē	ш
及びその住所が明らかでない寄附金の額	Œ	H

3 客附者の氏名(法人・団体にあっては その名称)及びその住所が明らかな客附金

3 寄附者の	氏名(法人・団	体にめて) (II	、て	の名を)及し	<u> </u>	L所か明らか	いな奇附金	,	
役員の	役職	Ŝ		① 寄附金額		①欄と©(料 人、認定特定	② 非定公益増進法 非営利活動法人) 欄のいずれか	①のうち基 額 (①-②)		
					() 円	() 円	()
					()	()	(円)
					 (円,		円)		円
						<i>)</i> 円		<i>)</i> 円	(<i>)</i> 円
					() 円	()	()
					()	·····(<u>円</u>)	(円)
						円		円		円
					(<i>)</i> 円	() 円	() 円
					()	()	()
					(円)	(円)	(円)
					`	· 円		<u>円</u>	, i	円
役員等からの寄 のの合計額	対金の額が 20 万円	以上のも	F		() 円	() 円	() 円
・	特定公益增進法,特定非営利活動法		©			円		円		円
奇附金の額か 1千円以上の ものの合計額	1 (U/IRIVA/ FV //H			() 円	() 円	() 円
同一の者からの のものの合計額	(I)	() 円						
休眠預金等交付金関係助成金						円				
合 計()	合 計 (F+G+H+T+T)) 円			(I)) 円

①~③の各欄の「()」には、遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の 開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与(贈与者の死亡により 効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」(第1表付表1 相対値基準・原則用) 記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額②」欄	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性のないものに限ります。)の合計を記載します。 なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。 ④欄の金額は、⑥欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります(A=B+R)。	受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。
「休眠預金等交付金関係 助成金®及び①}欄	指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。	
「役員の氏名」欄	「受入寄附金総額②」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。 役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。 なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額②」欄に記載します。 また、すべての寄附者(役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限ります。)について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表第1表付表1(次葉)」を利用してください。	左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる 関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外 の者で当該役員から受ける金銭その 他の財産によって生計を維持してい る関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある 者の配偶者及び三親等以内の親族で これらの者と生計を一にしている関 係
「役職」欄	役員の役職(代表理事、常務理事等)を記載します。	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人G」欄	特定公益増進法人(法人令77)、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。	©欄の①~③の各欄には、寄附者毎に①一②=③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「⑥欄以外の者印」欄	上記©欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄 附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。	①欄の①~③の各欄には、寄附者毎に①一②=③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額①」欄	同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額 を記載します。	

受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)

法人名	実績判定期間	年月	日 ~	年 月	日
-----	--------	----	-----	-----	---

1 基準限度額の計算

受		入		寄		附		金		総		額	A	円
休	眠	預	金	等	交	付	金	関	係	助	成	金	®	円
基準限度額(受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の 総額を控除した金額の 10%相当額((A-B) ×10%))										©	Р			
											え金の物 50%		D	円

2 受入寄附金総額の内訳

2 受入寄	付金総額の内訳			1		1	1			
役員	役職		① 寄附金額			人、認	② と②(特定公益増進法 定特定非営利活動法人 っては②)欄のいずれか 金額	③ ①のうち基準限度超過 額(①一②)		
) 円	() 円	() 円
				() 円	(() 円
				() 円	()) 円	()) 円
}				(<u>'</u> :	(·)) 円	()
				()	()	(円)
				(円)	()	()
				(円)	(,	(円)
				(円)	 (円)	()
				(円)		<u>円</u>	(円)
				` (` (` 	· 円
				`		, 円	Ì	円	,	<u>円</u>
役員からの寄附金 の合計額	金の額が 20 万円以上の	のもの	Ē	() 円	() 円	() 円
©欄以外の同 一の者からの	特定公益增進法人、 特定非営利活動法人		F			円		円		
寄附金の額の 合計額	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		©	() 円	() 円	() 円
休眠預金等交付金関係助成金			$^{\oplus}$			円				FI
合言	# (E+F+G+(<u>a</u>))		1	() 円			① () 円

(注意事項)

①~③の各欄の「()」には、遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の 開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与(贈与者の死亡により 効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額A」欄 「休眠預金等交付金関係助成金	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性のないものに限ります。)の合計を記載します。なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。 ④欄の金額は、①欄の金額に等しくなります(A)=①)。 指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関	受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。
B及び自」欄	係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。	
「役員の氏名」欄	「受入寄附金総額②」欄のうち、役員からの寄附金で、その金額が20万円以上のものについて各人別に記載します。 (注) 小規模法人における役員からの寄附金の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるとき、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません。なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額②」欄に記載します。 また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表第1表付表1(次葉)」を利用してください。	左欄の(注)書き「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「役職」欄	役員の役職(代表理事、常務理事等)を記載します。	
「特定公益増進法人、認定特定 非営利活動法人P」 欄	特定公益増進法人(法人令77)、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の合計額を記載します。	・・ 下欄の①~③の各欄には、寄附者毎に①一②=③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「配欄以外の者⑥」欄	上記P欄記載の以外の者からの寄附金で、同一の者からの 寄附金の合計額を記載します。	⑥欄の①~③の各欄には、寄附者毎に①−②=③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。

伝八石	法人名		実績判定期間	年	月	日 ~	年	月	日
-----	-----	--	--------	---	---	-----	---	---	---

○ 役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額

				2	③ ①のうち基準限度超過額 (①-②)		
役員の氏名	役職	寄附金額		①欄と©欄のいずれか 少ない金額			
		() P		() 円	()		
		() P	円	() 円	() 円		
		() P		() 円	() 円		
		() 		()	()		
		() P	Э	()	()		
		() 	9	() 	円		
		() P		() 円 ()	() 		
		,		円 (円		
		P		, 	円		
		P		<u>円</u>	円 ()		
		P(<u> </u>	 円	円 ()		
		· P		· 円	円 ()		
		P		円 ()	円 ()		
		<u>Р</u>		円 円 (円 ()		
		()	<u> </u>	()	円 ()		
		()	<u> </u>	()	円 ()		
		Р (()	円 ()		
		Р (()	円 ()		
		() Р		円 () 円	円 () 円		
合計(又は小計)	1	() P		()	()		

(注意事項)

役員からの寄附金の合計額(20万円以上)の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります(第1表付表1(相対値基準・原則用)記載要領「役員の氏名欄」参照)。

小規模法人における役員からの寄附金の合計額(20万円以上)の記載に当たっては、当該役員の配偶者等からの寄附金があっても、当該役員の寄附金に 含めて記載する必要はありません(第1表付表1 (相対値基準・小規模法人用) 記載要領「役員の氏名欄」参照))。

社員から受け入れた会費の明細表 (第1表付表2 相対値基準用)

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイと口の基準を満たす必要があります。

	基準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判定
1	社員の会費の額が合理的な基準により 定められている		はいいいえ
Г	社員(役員等を除く。)の数が20人以上 である		はい・いいえ

[※] イと口の基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1)	
共益的活動の割合(第2表③欄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	
① から控除する金額 (①×②) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3	
差 引 金 額(①-③)	4	

第1表(相対値基準・原則用)受欄又は、 第1表(相対値基準・小規模法人用)②欄へ

「社員から受け入れた会費の明細表」(第1表付表2 相対値基準用)記載要領

項目	記載要領	注 意 事 項
「基準口」欄	L 収 女 四	「役員等」とは、役員並びに役員 の配偶者及び三親等以内の親族並 びに当該役員と特殊の関係のある 者をいいます。 なお、上記の特殊の関係とは、次 に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事 実上婚姻関係と同様の事情にあ る関係 ② 使用人である関係及び使用人 以外の者で当該役員から受ける 金銭その他の財産によって生計 を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係に ある者の配偶者及び三親等以内 の親族でこれらの者と生計を一 にしている関係
「基準を満たしている旨を証す る書類の名称とその内容等」 欄	 ① イ欄には、例えば、「定款 (又は会則) 第○条に社員の会費の額については、一律○円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。 ② ロ欄には、例えば、「社員名簿に○名登載」のように記載します。 	
「社員の会費の額の合計額①」欄	活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額を記載します。	活動計算書の会費収入に期末の 未収会費額を計上している場合に は、当該欄に未収会費額は算入でき ませんので、未収計上した会費の額 は会費収入から控除する必要があ ります。

			認定基準	等チェッ	ク表	(第	1表	絶対値基	準用)
法人名				実績料	判定期間	年 月	日	~ 年	月
実績判定期間内 平均 100 人以上で			金の額の総額が3,	000 円以上	こである寄附	者の数(※)(の合計	数が年	チェック
【留意事項】									
			名称)及びその住所が明						
			人と生計を一にする方				11.41		
3 貴法人の役員及び	いての	佼員と生計を [→] こ9	る方が寄附者である場	音、てれらり	り力を 奇附有の	数に含めないで	(1:21	, ' ₀	
		(a)	Ф		©	(1)		e)
実績判定期間内の	自	年 月 日	年月日	3	年 月 日	年 月	日	年	月 日
各事業年度	至	年 月 日	年月日	3	年 月 日	年 月	日	年	月 日
年 3,000 円以上 附者の数(※)が 人以上である		はい いいえ	はい いいえ	はい	いいえ	ない いい;	Ž	はいぃ	ハいえ
□ 寄附者の数の□ 貴法人の役員○ 実績判定期間	D算出に	に当たって、寄附者な その役員と生計を一(その名称)及びその住所 体人と生計を一にする元 こする方が寄附者の場合 =3,000円以上の寄附者	方を含めて− 合、それらの	-人としていま)方を寄附者数	すか。 から除いていま		、下欄によ	り、年平均
		(a)	ⓑ	©	(1)	e		合言	+
年 3,000 円以 寄附者の数(%		人	A	人		<u>ا</u>	人	A	人
		(注) 一月未満の	実績判定期間の 対場数がある場合は、 -		- げます。	1	F	3	月

実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数(※)	A	人 ×	< 12	_	,	≧ 100人
実績判定期間の月数	В	J		_	, ,	≥ 100 八

(注意事項)

・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日)となります。

- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「O」を記載してください(第2表以下についても同様です。)。
- ・ なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数(※)の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、 寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。
- ※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄 附者数となります。

「認定基準等チェック表」(第1表 絶対値基準用)記載要領

項目	辛等アエックを」(第一後 紀列世 を 学用) 記載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	実績判定期間内の各事業年度を、「②」から「②」の各欄に記載します。 また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上である場合は「いいえ」に○をします。 なお、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✔を記入してください。)。 実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年3,000円以上(※)の寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。	高附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。 イ 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。 ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。 ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。
「年3,000円以上の寄附者の数」欄 「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が3,000円以上の寄附者の数(※)を、「@」から「@」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。 実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。	月数は暦に従って計算し、一 月未満の端数がある場合は一月 に切り上げます。

[※] 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附 者数となります。

法人名	チェック欄
都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に	
指定を受けていること	
【留意事項】	
1 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する場合に限ります。	
2 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。	

条例を制定した都道府県又は市区町村					四村		
条	例	指	定	年	月	日	年 月 日

条例を制定した都道府県		事務所所在地
又は市区町村の区域内に事 務所がある	はい・いいえ	
(角内(かな))		

[※] 法人の所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人とし て個別に指定を受けた旨の条例の写し(公報の写し)を添付してください。

【記載要領】

10年6久1点		
項目	記 載 要 領	注 意 事 項
「条例を制定した都道府県又は市 区町村」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の名称を記載します。	
「条例指定年月日」欄	条例指定を受けた年月日を記載します。	申請書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつ、 その条例の効力が生じている必要 があります。
「条例を制定した都道府県又は市 区町村の区域内に事務所がある」 欄	該当する方に○をします。	「いいえ」の場合は、他のパブリック・サポート・テスト基準 (相対値基準又は絶対値基準)を満たす必要があります。
「事務所所在地」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内にある事 務所の所在地を記載します。	

法人名			チェック欄
2 実績	判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割	合が 50%未満であること	
員を ローれ 産 (注 特	員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員ないで行われるもの等を除く。) 員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、に準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の譲渡等を除く。) 意事項) 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を	等である活動(資産の譲渡等のう特定の地域に居住し又は事務所を範囲の者である活動(会員等に対は基づく地域をいいます。 、調査研究、情報提供その他の活	ち対価 の他こ する資
		実績判定期間	
÷	ナベての事業活動に係る金額等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	① (指標)	
	〕のうちイ〜ニの活動に係る金額等	2	
	イ 会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等	(a)	
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象 が会員等である活動に係る金額等	(5)	
	ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	©	
	ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	@	
	ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を 求める活動に係る金額等	©	
	合 計 (@+b+c+d+e)	•	⇒ ② ^
1/2	長準となる割合 (②÷①) ────────────────────────────────────	3	

「認定基準等チェック表」(第2表) 記載要領

	「認定基準等ナエツク表」(第2表)	記 取安禎
項目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係 る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の 事業がある場合は、特定非営利活動に係る 事業費計とその他の事業の事業費計の合計 金額)を記載します。算出方法を具体的に示 す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ〜ニの 活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「@~⑥」各欄共通事項	「@~@」の各欄に記載する金額等は、① で用いた「指標」と同様の「指標」により算 出します。	「@~⑥」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の 譲渡等の活動(対価を得な いで行われるもの等を除 く。)に係る金額等@」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。① 会員② 当該申請に係る法人から継続的に若しては、第1000年間である。
「会員等相互の交流、連絡 又は意見交換その他その 対象が会員等である活動 に係る金額等⑥」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	は反復して流、連絡若しくは意見交換に書を受ける者として流、連絡若しくは情質の交流、連絡若しくの帳簿では書きを関文は書きる者として当該法人の帳簿では書きる者として法人・団体にあって、継続である。は反の名称には一個である。は反の交流、連絡若しては相互の交流、連絡若しては相互の交流、連絡若しては相互の交流、連絡若しては相互の交流、連絡若しては、連絡では、当該法では、当該法での執行に関係の者を対象当該法人が行う不特定多数のの当該法人が行う不特定多数のの当該法人が行うを書きる資産での対価を得ないで行うものをままないで行うものを含まるでは、、次の対価を得ないで行うものを含ままたは、、次の対価を得ないで行うものを含まままた。 ① 資額以下の対価を得ないで行われるを含まままた。 ② 企業の議選等に係る通常の対価のようには、次の対価を得ないで行うものを含ままたは、次の対価を得ないで行うものを含ままたは、次の対価を得ないで行うものを含ままたは、次の対価を得ないで行うものを含ままたは、次の対価を得ないで行うものを含ままたは、次の対価を得ないで行うものを含ままた。 ② 企業のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
「便益が及ぶ者が特定の 範囲の者である活動に係 る金額等©」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し、又は事務所その他これに準ずるものを有する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定によりとして都道府県又は指定都市の条例で定める会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動をます。)に対する助成特定の者に関する普及	この表において「特定の地域」とは、一の市区町村の一部で地縁に基づく地域をいいます。
の者に関する活動に係る 金額等@」欄	啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他 の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等®」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為 又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

法人	人名					チェック欄
2	実績	判员	E期間における事業活動のうち次の活動の占める割	合が	50%未満であること	
	会対あく、負価会る。)特	等を員活 定	等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提 目互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会 けないで行われるもの等を除く。) 等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者そ 動(地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動 の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝 の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を	員の及い調	である活動(資産の譲渡等の要別である活動(資産の譲渡の政ぶ者が特定の範囲の会員等に対する資産の譲渡を登ける。	かうち か者で 等を除
					実績判定期間	
	d	~~	ての事業活動に係る金額等	1)	(指標)	
	(1)の	うちイ〜ニの活動に係る金額等	2		
		イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。) に係る金額等	(a)		
			会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象 が会員等である活動に係る金額等	Ф		
		П	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	©		
		ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	@		
		=	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を 求める活動に係る金額等	e		
	Ī		合 計 (@+b+c+d+e)	£		⇒ ② ~
	占	支 準,	となる割合 (②÷①)	3		

「認定基準等チェック表」(第2表 条例個別指定法人用)記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係 る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ〜ニの 活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「②~⑥」各欄共通事項	「②~⑥」の各欄に記載する金額等は、① で用いた「指標」と同様の「指標」により算 出します。	「@~@」の各欄に記載する金額等については、 重複する部分がある場合には一方から控除して記 載します。
「会員等に対する資産の 譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除 く。)に係る金額等②」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反
「会員等相互の交流、連絡 又は意見交換その他その 対象が会員等である活動 に係る金額等⑥」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定めるる員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人・団体にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者。 ② 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人の運営不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等はのおりには、次の対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ② 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の 範囲の者である活動に係 る金額等©」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①、②及び③に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ③ 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を主たる目的とする法人が行う、当該法人の会員等の活動(特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	
「特定の著作物又は特定 の者に関する活動に係る 金額等①」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及 啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他 の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等®」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為 又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表

(第3表)

法人名

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
 - (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の 記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

1

		\			項 /	目	役員数	最も人数が 多い「親族 等」のグル ープの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定 の法人の役員又は使用 人である者及びこれら の者の親族等」のグル ープの人数	割 合 (④÷①)
区	分						1	2	3	4	5
(a)	年 丿	月	日~	年	月	日	人	人	%	人	%
b	年 月	Ħ	日~	年	月	日	人	人	%	人	%
©	年 月	Ħ	日~	年	月	日	人	人	%	人	%
@	年 月	Ħ	日~	年	月	П	人	人	%	人	%
e	年 月	Ħ	日~	年	月	目	人	人	%	人	%
申		·	請			時	人	人	%	人	%

② 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

各社員の表決権が平等である	(a)	(b)	©	@	e	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ

/\

項	目	(a)	(b)	©	@	e	申請時
会計について公認会	計士又は監査法人の	はい	はい	はい	はい	はい	はい
監査を受けている		いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
	文引の記録及び帳簿書 法人に準じて行って	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

② 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

=

項	目	<u>a</u>	(b)	©	@	e	申請時
費途が明らかでない。	支出がある、帳簿に虚		<i>→</i> /m:	→ /m.	有・無	→ /m.	/ /π.
偽の記載がある等の	不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項	Ħ	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄		区分欄の「@」から「@」欄には、実績判定期間 の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、 「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記しま す。	
口の各欄		該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄に は、例えば、「定款(又は会則)第○条に正社員の 表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規 定」のように記載します。	
ハの各欄		該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「@」から「@」については、上記イに記 載する各期間(「@」から「@」)を示したもので す。	① 「会計について公認会計士又は 監査法人の監査を受けている」の 「はい」に「○」した場合には監 査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記 録及び帳簿書類の保存を青色申告 法人に準じて行っている」の「は い」に「○」した場合には、第3 表付表2「帳簿組織の状況」を記 載し添付してください。
二の各欄		該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「@」から「@」については、上記イに記 載する各期間 (「@」から「@」) を示したもので す。	

役 員 の 状 況

(第3表付表1)

法人名	(a)	Ф	©	@	e	申請時
役 員 数	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数	人	人	人	人	人	人

		役	: 員の	内 訳						
t-	0 ==	with to	t li lettata			就 任	等	の状	況	
氏 名	住 所	職名	名 続柄等	<u>a</u>	Ф	©	@	e	申請時	就任・退任 年月日
	-									

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「役員の状況」(第3表付表1)記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「@」から「@」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。 なお、当該「@」から「@」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から 「@」)を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法 人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計 を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」といいます。)の50%以上の株式の数又は出資の金額(以下「株式の数等」といいます。)を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。

なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

- 直接に保有する関係
 - 一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の 法人との関係(以下「直接支配関係」といいます。)
- 間接に保有する関係
 - 一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

法 人 名				
伝 票 又 は 🕴	長 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」、「電子帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

法人名

- 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること
 - イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと
 - 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
 - ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が 80%以上であること
 - 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1

項	目	<u>a</u>	Ф	©	@	e	申請時
宗教の教義を広め、 及び信者を教化育成		有 · 無	有 · 無	有 · 無	有 · 無	有・無	有・無
政治上の主義を推進 又はこれに反対する		有 · 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補す職にある者又は政党持し、又はこれらに	を推薦し、支	有・無	有・無	有・無	有・無	有 • 無	有・無

口

項目	<u>a</u>	(b)	©	@	e	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対 する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する 報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等 に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該 資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認め られる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と 当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業 の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

- ・「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

/\

項	目		実績判定期間
事業費の	総額	1	H
特定非営利活動に係	る事業費の額	2	円
特定非営利活動の割	合 (②÷①)	3	%

(建) 「ハ」について、事業費以外の 指標により計算を行う場合には、 使用した指標及び単位を記載して ください。

使用した指標	単位

• 算出方法を具体的に示す資料 を添付してください。

_

項目		実績判定期間
受入寄附金総額	1	円
受入寄附金総額のうち特定非営 利活動に係る事業費に充てた額	2	Н
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	3	%

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を 記載して下さい。

勘	定	科	目	金 額	
					円

(注意事項)

・ 「認定基準等チェック表 (第4表 次葉)」(ハ及び二) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出 書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第4表)記載要領

	項目	記 載 要 領	注 意 事 項
7)	及び口の各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。 「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係	第4表付表1及び2「財産の 運用及び事業運営の状況等」を 記載し添付してください。 なお、当該「@」から「@」に ついては、認定基準等チェック 表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「@」)を示したも のです。
	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を銀欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。	
ハ	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。	損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。
	「特定非営利活動に係る 事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業 費の合計額を記載します。	特定非営利活動に係る部分と それ以外に共通する事業費は、 それぞれに合理的に配賦します。
	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「A」 欄の金額を転記します。	
11	「受入寄附金総額のうち 特定非営利活動に係る事 業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動 に係る事業費に充てた額を記載します。	
	「受入寄附金の充当割合 ③」欄	割合が 100%を超える場合は、100%と記載します。	

- ・ハについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ・二について、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に 計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄に加え、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に 充てた額②」欄にも算入できます。

法 人 名

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1) (以下「役員等」という) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(口を除く)

氏	名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支 給 金 額

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

	集	計	期	間			年	F]	目	\sim	年	Ξ.	月		目									
Ī	給	与	を	得	た	職	員	Ø	総	数		左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額	
																									円

(注意事項)

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

法 人 名

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係 (注) にある者 (以下「役員等」という) 又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等) について以下の項目を記載してください。
 - (注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
 - ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている 関係
- (1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

1					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲 渡 価 格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸 年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2 次葉)

(3)	役務の提供	(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2	役員の選任そ	の他当法人	(の財産の	運用及で	バ事業の	運営に関	する	事項
---	--------	-------	-------	------	------	------	----	----

(-1.1. 3 14.3.3			
(該当する事項があ	る場合にその内容	¥を具体的に記載	してください。)

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住	所	等	支	出	金	額	支出年月	目	寄	附	の	目	的	等
							円								
							円								
							円								
							円								
							円								
							円								
							円								

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

法人名

- 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ をその事務所において閲覧させること
 - イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
 - ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
 - ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
 - 一定の事項等を記載した書類
 - へ 助成の実績を記載した書類

DCIC	ご掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き	同	意
これを	とその事務所において閲覧させることに同意する。	する	しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)② 役員名簿③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)		
	※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を		
口	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する	書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
$\stackrel{-}{=}$	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
亦	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等の者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の大況 ち 谷員等に対する報酬又は給与の表記の状況(b に係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	以内の親族係のある者	又はこれ。 で、当該2

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第5表)記載要領

		・師だ至牛サノエノノ私」(おり私)に執文	
項	目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄		該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)
			等がある場合には、その細則(社
			内規則)等を添付してください。
「ホ」欄			③、④の「特殊の関係」とは、
			次に掲げる関係をいいます。
			① 婚姻の届出をしていないが
			事実上婚姻関係と同様の事情
			にある関係
			② 使用人である関係及び使用
			人以外の者で当該役員から受
			ける金銭その他の財産によっ
			て生計を維持している関係
			③ 上記①又は②に掲げる関係
			にある者の配偶者及び三親等
			以内の親族でこれらの者と生
			計を一にしている関係

法人名

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及 び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること

チェック欄

特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への 提出の有無

(a)	Ф	©	@	e		
有 · 無	有 • 無	有 · 無	有 · 無	有 · 無		

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

チェック欄

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

<u>a</u>	Ъ	©	(1)	e	申請時	
有 • 無	有 • 無	有 · 無	有 · 無	有 · 無	有 · 無	

(注) 認定基準等チェック表 (第7表) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の 提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること

チェック欄

事業年度	月	日	\sim	月	日	設立年月日	平成・令和	年	月	日
------	---	---	--------	---	---	-------	-------	---	---	---

- ・法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第6表)記載要領

項	目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通		該当する一方を「○」で囲みます。	「a」から「e」については、
			認定基準等チェック表(第3
			表)のイに記載する各期間
			(「@」から「@」) を示したも
			のです。

「認定基準等チェック表」(第7表)記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「@」については、
		認定基準等チェック表(第3
		表)のイに記載する各期間
		(「@」から「@」) を示したも
		のです。

「認定基準等チェック表」(第8表)記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

欠格事由チェック表

法人名

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。

- 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合
 - イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を 取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営 利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日 から5年を経過しないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年 を経過しない者
 - ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条 等 (注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に 違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - 二 暴力団の構成員等^(注2)
- 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人
- 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります(注3))。
- 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人
- 6 次のいずれかに該当する法人
 - イ 暴力団

3

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
П	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなっ た日から5年を経過しない者の有無	有 · 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
	暴力団の構成員等の有無	有 • 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ いいえ

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3	141 × 1 × 1 × 2
	年を経過しない法人	はい・いいえ
	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等か	
添付	ら交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付	141 1 1 1 1 1 2
書類	を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること(役員報酬規程等提出書には添付不	はい・いいえ
	要)	

はい・いいえ

5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 はい・いいえ

6	次のいずれかに該当する法人	
7	暴力団	はい・いいえ
口	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署 長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所にお いて国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町 村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

8 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(様式例)

	寄附金を充当する予定の事業内容等									
法	人	:	名							
事	業	名	具体的な	事業內容	実施予定 年 月	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範 囲 及 び 予 定 人 数	寄附金充当 予 定 額	

9 寄附者名簿 (様式例)

初回認定申請時のみ提出

N.L.

寄 附 者 名 簿

閲覧対象外書類

法	人	名										事	業	年 度	Ë	年	月	F	~	年	月		日
寄附:	者の氏名	又は	名称	住	所	又	は	事	務	所	Ø	所	在	地	寄	附	金	の	額	受 領	年	月	日
																			円				
																			円	•		•	
																			円	•		•	
														-					円	•		•	
																			円	•		•	
																			円	٠		•	
																			円	•		•	
																			円	•		•	
																			円	•		•	
																			円	•		•	
														<u>-</u>					円	•		•	
																			円	•		•	
														-					円	•		•	
														-					円	•		•	
																			円	•		•	
																			円	•		•	
														-					円	•		•	
														<u>-</u>					円	•		•	
														-					円	•		•	
																			円	•		•	
														<u>-</u>					円	•		•	
														<u>-</u>					円	•		•	
														-					円	•		•	
																			円			•	
																			円	•		•	
 														-					円	•		•	
ļ														<u>-</u>					円	•		•	
ļ														-					円	•		•	
														-					円	•		• 	
																			円	٠		٠	
	合	計																	円				

(注意事項)

- ・ 条例個別指定の基準を満たす法人、認定の有効期間の更新を受けようとする法人及び特例認定特定非営利 活動法人としての特例認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません(法 44②、51⑤、58②)。
- ・ この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の 所在地に備え置く必要があります(法54②)。

10 認定・特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

様式第17号(第21条関係)

認定(特例認定)の有効期間

年 月 日

岡山県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称) 主たる事務所の所在地 代表者氏名 電話番号

年 度

認定基準等チェック表 (第4表 初葉)

認定基準等チェック表 (第5表)

認定基準等チェック表 (第7表)

欠格事由チェック表

認定・特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

次に掲げる前事業年度の役員報酬規程等について、特定非営利活動促進法(平成10年法律 第7号)第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、提出し ます。

記

月 自 年 月 \exists 自 年 \exists 至 年 月 日 年 月 役員等に対する報酬又は給与の状況 チェック欄 (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給 給に関する規程 (口を除く) 提出しない場合 ロ 給与を得た職員の総数及び総額 最後に役員報酬規程を提出した事業年度 (年度) ⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先 及び支出年月日 最後に職員給与規程を提出した事業年度 (年度) 前事業年度の収益の明細その他の資金に 海外への送金又は金銭の持出しを行っ 関する事項、寄附金に関する事項その他の内 た場合におけるその金額及び使途並びに 閣府令で定める事項を記載した書類 その実施日 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3 (3) 法第 45 条第1項第3号(口に係る部分を 号に定める事項を記載した書類のうち、資 除く。)、第4号イ及び口、第5号並びに第 産の譲渡等に関する事項を記載した書類を 7号に掲げる基準に適合している旨及び法 除く) 第 47 条各号のいずれにも該当していない旨 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細そ を説明する書類 の他の資金に関する事項 次に掲げる取引に係る取引先、取引金 認定基準等チェック表 (第3表) 額その他その内容に関する事項 ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる 「役員の状況」(第3表付表1) 取引のそれぞれについて、取引金額の 最も多いものから順次その順位を付し 監査証明書 又は た場合におけるそれぞれ第一順位から 「帳簿組織の状況」(第3表付表2)

(備考)

領年月日

第五順位までの取引

③ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人

等の役員、役員の配偶者若しくは三親等

以内の親族又は役員と特殊の関係のある

者で、前事業年度における当該認定特定 非営利活動法人等に対する寄附金の額の 合計額が二十万円以上であるものに限 る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受

ロ 役員等との取引

- 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出すること。
- ・ 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してすること。「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載し、「チェック欄」にチェックすること。
- ・ 特定非営利活動促進法第55条第1項の規定により提出する書類のうち、「法第45条第1項第3号(口に係る部分を除く。)、第4号イ及び口、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第3表(「ロ」欄の記載は必要ない。)、第3表付表1・2、第4表初葉、第5表、第7表及び欠格事由チェック表を使用することができる、その際には第3表の「 年 月 日~ 年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用すること。

11 特定非営利活動法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類(様式例)

法人名		事業年度	年	月	日~	年	月	日	
-----	--	------	---	---	----	---	---	---	--

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

F F F F F F F F F F F F F F F F F F F		収 益	源泉の	内 訳	金	額
F						F.
F						 Г
F						 Р
F						 F
F						F
F						F
F						F
F						F
F						F
F						Р
F F F F F F F F F F						Р
合 計 F 合 計 F (2) 借入金の明細						Р
合 計 (2) 借入金の明細 借入入 先 金 額 F						Р
(2) 借入金の明細 借 入 先 金 額 F						 Р
借 入 先 金 額 F F F F F F		合		計		P
借 入 先 金 額 F F F F F F	(a) # 7 A s	ь пп Аш				
F F	(2) 借入金0		7 .	生	全	
F				<u> </u>	<u> </u>	
F						
F						
F						
Ц П		<u></u>		<u></u>		
				н		- '

2 取引の内容に関する事項 [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引 イ 資産の譲渡 (棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲 渡 価 格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

	, (貝口けて日む。			
取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年 月 日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対 価	の額	その他の取引条件等
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	

法人名		事業年度	年	月	目~	年	月	日	
-----	--	------	---	---	----	---	---	---	--

寄附者に関する事項[③寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏	名	寄	附	金	額	受領	年 月	日
					円			
					円		•	
					円		•	
					円		•	
					円		•	
					円		•	
					円		•	
					円		•	
					円		•	
					円		•	
					円		•	
					円		•	
					円		•	
					円			
					円		•	
					円		•	
					円		•	
					円		•	
					円		•	
					円			

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [④イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(ロを除く)、ロ 給与を得た 職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1) (以下「役員等」という) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは 三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(口を除く)

氏	名	職名	法人との関係(注2)	報酬・給与の 分	支給期間等	支 給 金 額

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間 年月日~ 年月日

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左 記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額		
																						円	

法人名		事業年度	年	月	∃~	年	月	目	
-----	--	------	---	---	----	---	---	---	--

5 支出した寄附金に関する事項[⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住	所	等	支	出	金	額	支出	年	月日	寄	附	Ø	目	的	等
							円									
	-						円									
							円									
	-						円									
							円									
							円									
							円									
							円									
							円									
							円									
							円									
							円									
							円									
							 円				-					
				<u> </u>			 円				-					
		•														
		合	計				円		/						_	

法人名		事業年度	年	月	日~	年	月	日	
-----	--	------	---	---	----	---	---	---	--

海外への送金等に関する事項 [⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並び にその実施日]

実	施	日	使	途	金	額
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
	• •					円
						円

※この書類は所轄庁へ提出する必要はありません。

法人名	事業年度	年	月	日~	年	月	日	
1270	1. / 1. /	'	/ •		'	/ •		

資産の譲渡等の内容に関する事項 [資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

譲渡資産の内容	料金	条	件	等
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
) /b++ 0 (\$/[1]) = 15 7 M/ A T 2/A /// 1/55				,
② 資産の貸付けに係る料金及び条件等 貸 付 資 産 の 内 容	料金	条	件	 等
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
3) 役務の提供に係る料金及び条件等 役務の提供の内容	料金	 条	件	
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	1 3			

「特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、○○事業収益、○○資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。 (注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三 親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。なお、経過措置については次ページ「認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する役員報酬規程等提出書の変更点」を御参照下さい。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金(助成金を含みます。)について記載します。

6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(所轄庁への提出は不要ですが、NPO法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。) (1)~(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。 個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

12 認定·特例認定特定非営利活動法人助成金支給実績提出書

様式第18号(第21条関係)

年 月 日

岡山県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称) 主たる事務所の所在地 代表者氏名 電話番号 認定・特例認定の別()

認定・特例認定特定非営利活動法人助成金支給実績提出書

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり提出します。

記

支給実績

支給年月日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

- ・ 「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載すること。
- 副本1通を添えること。

13 認定・特例認定特定非営利活動法人代表者変更届出書

様式第16号(第20条関係)

年 月 日

岡山県知事 殿

(特定非営利活動法人の名称) 主たる事務所の所在地 代表者氏名 電話番号

認定・特例認定特定非営利活動法人代表者変更届出書

次のとおり代表者の変更があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号) 第53条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

- 1 認定の有効期間自年月日特例認定至年月日
- 2 異動年月日 年 月 日
- 3 代表者の氏名 (変更前)

(変更後)

14 認定・特例認定特定非営利活動法人の定款変更認証に係る提出書

様式第15号(第19条関係)

年 月 日

岡山県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称) 主たる事務所の所在地 その他の事務所の所在地 代表者氏名 電話番号

認定・特例認定特定非営利活動法人の定款変更認証に係る提出書

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により提出します。

記

- 1 提出書類
 - (1) 定款の変更を議決した社員総会議事録の謄本(1通)
 - (2) 変更後の定款(1 通)
- 2 定款変更の認証日

年 月 日

3 変更した内容

変更後	変更前

(備考)

• 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利法人又は特例認定 特定非営利活動法人が定款の変更の認証を受けた場合、所轄庁以外の関係知事に提 出すること。

15 合併認定申請書

様式第21号(第24条関係)

年 月 \exists

岡山県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称) 主たる事務所の所在地 代表者氏名 電話番号

合併認定申請書

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第63条 を受けたいので、申請します。

第1項 の規定による合併の認定 第2項

計

	肛	
認定・特例認定年月日	年 月 日	法第63条第1項申請において適用 するパブリック・サポート・テスト基準
認定・特例認定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	□ 相対値基準・原則 □ 相対値基準・小規模法人
事 業 年 度	月 日~ 月 日	□ 絶対値基準 □ 条例個別指定法人
合併しようとする法人の情報		
法 人 名 及 び 代 表 者 名		現に行っている 事 業 の 概 要 区分
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人		認定
		特例認定
(代表者名)	電話() — FAX() —	· 上記以外
合併によって消滅する法人名		認定
		特例認定
(代表者名)	電話() — FAX() —	· 上記以外
合併によって消滅する法人名		認定
		特例認定
(代表者名)	電話 () — FAX () —	· 上記以外
その他の参考事項		

- この申請書は、特定非営利活動促進法第63条第3項の規定に基づき、同条第1項の認定を受けようとする認定特 定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人が、同法第34条第3項の認 証の申請に併せて、所轄庁に提出すること。
- 第1項 は、いずれか一方の不要文字を二本線で抹消すること。
- 区分欄は、その法人が該当する一つを「○」で囲むこと。
- この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人(合併によって 法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人)の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した 事業年度の末日以前2年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した 各事業年度の末日までの期間となる。
- 申請書には「法第63条第1項又は第2項の合併の認定申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)」に掲げる書類 を添付すること。
- 合併後存続する法人又は合併によって設立する法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更等を予定して いる場合には、その旨を「その他の参考事項」の欄に記載すること。

16 合併認定申請書及び添付資料一覧 (参考資料 様式例)

法第63条第1項又は第2項の合併の認定申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)

				申請書・添付書類	第 1 項 (認定)	第2項 (特例認定)	
合併	合併認定申請書(様式第21号(第24条関係))						
1 7	1 寄附者名簿 ^{(注) 1}						
2	認定基準等に適合する旨及び第47条各号(欠格事由)のいずれにも該当しない旨を説明する書類(注)2,3						
		イ、	Π,	ハのいずれか 1 つの基準を選択してください。 ^{(注)4}			
			1	相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人			
				認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)			
				認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)			
	_			受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)			
	号基			受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)			
	準			社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)			
				絶対値基準			
				認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)			
			/\	条例個別指定基準			
					認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)		
	=	いず	れか	の書類を提出することとなります。			
	二号基準		認定	と基準等チェック表(第2表) 			
	準		認定	基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)			
	三 認定基準等チェック表 (第3表)						
	三 認定基準等チェック表 (第3表)						
基準 役員の状況(第3表付表1) 帳簿組織の状況(第3表付表2) 四号基準 役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1) 役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)							
	四号基準	認定	基準	等チェック表(第4表)			
		役員	等に	対する報酬等の状況(第4表付表1)			
		役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)					
		認定	認定基準等チェック表(第5表)				
	号 六 基 ~ 準 八	認定	基準	等チェック表(第6、7、8表)			
	欠格事由チェック表						
3	寄附金	金を3	充当	する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			

(注意事項)

- 1 条例個別指定基準に適合する法人、法第 63 条第2項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、寄附者名簿の添付は 必要ありません(法 44②、58②、63⑤、法令9②)。
- 2 各認定基準等チェック表のうち、第1表、第2表及び第4表(ハ及び二に係る事項に限ります。)の記載に当たっては、合併後存続する法人及び合併によって消滅する法人(合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人。以下同じです。)を一つの法人とみなして記載してください(法令9③⑤)。
- 3 各認定基準等チェック表のうち、第3表、第4表(イ及び口に係る事項に限ります。)、第5表及び第6、7、8表については、合併後存続する法人、合併によって設立する法人及び合併によって消滅する法人について、それぞれ記載してください(法令9③⑤)。
- 4 法第63条第2項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、一号基準に関する書類の添付は必要ありません(法59 、63⑤、法令9②)。

17 内閣府規則様式

様式第1号(第27条第2項関係)

年 月 日

都道府県知事 殿

(認定特定非営利活動法人の名称) 代表者氏名 主たる事務所の住所 電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第44条第1項の 認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第44条第1項の認定を受けたので、法第49条 第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所 又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に係る書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿の写し
- 12 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類(11を除く。)及び法第47 条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 13 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 14 認定に関する書類の写し

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを 提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年 度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11から13までに掲げる書類については、法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

都道府県知事 殿

(認定特定非営利活動法人の名称) 代表者氏名 主たる事務所の住所 電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第51条第2項の 有効期間の更新に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第51条第2項の規定による有効期間の更新を受けたので、法第51条第5項において準用する法第49条第4項(第1号に係る部分を除く。)の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 法第51条第5項において準用する法第45条第1項第1号、第2号、第3号イ、ハ及び二、第4号、 第5号並びに第7号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類並びに法第47条各号のいずれに も該当しない旨を説明する書類のうち法第51条第5項において準用する法第44条第2項の申請 書の添付書類として所轄庁に提出したものの写し
- 2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類のうち法第51条第5項において 準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写し
- 3 有効期間の更新に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。
- 2 法第51条第5項において準用する法第45条第1項第1号、第2号、第3号イ、ハ及びニ、第4 号、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類、法第47条各号のいずれ にも該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記 載した書類のうち、所轄庁への提出を省略したものが含まれる場合には、以下の欄にその 名称を記入すること。

書類の名称

3 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

都道府県知事 殿

(認定特定非営利活動法人の名称) 代表者氏名 主たる事務所の住所 電話番号

特定非営利活動促進法第53条第4項の都道府県知事に対する 認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る関係書類の提出書

貴都道府県の区域内に新たに事務所を設置したので、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第53条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所 又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿の写し
- 12 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類(11を除く。)及び法第47 条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 13 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 14 認定に関する書類の写し

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを 提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年 度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11から13までに掲げる書類については、法第44条第2項の認定、法第51条第2項の有効期間の更新又は法第63条第1項の合併の認定のうち直近に受けたものに係る申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写しを提出すること。
- 4 法第53条第4項の都道府県知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

都道府県知事 殿

(特例認定特定非営利活動法人の名称) 代表者氏名 主たる事務所の住所 電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第58条第1項の 特例認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第58条第1項の特例認定を受けたので、法第62条において準用する法第49条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所 又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 法第59条第1号の規定による法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第62条において準用する法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 12 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 13 特例認定に関する書類の写し

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを 提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年 度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11及び12に掲げる書類については、法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

都道府県知事 殿

(特例認定特定非営利活動法人の名称) 代表者氏名 主たる事務所の住所 電話番号

特定非営利活動促進法第62条において準用する同法第53条第4項の 都道府県知事に対する特例認定特定非営利活動法人の事務所の新設 に係る関係書類の提出書

貴都道府県の区域内に新たに事務所を設置したので、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第62条において準用する法第53条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所 又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 法第59条第1号の規定による法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨 を説明する書類及び法第62条において準用する法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説 明する書類の写し
- 12 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 13 特例認定に関する書類の写し

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを 提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年 度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11及び12に掲げる書類については、法第58条第1項の特例認定又は法第63条第2項の認定のうち直近に受けたものに係る申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写しを提出すること。
- 4 法第53条第4項の都道府県知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

都道府県知事 殿

(認定特定非営利活動法人の名称) 代表者氏名 主たる事務所の住所 電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第63条第1項の 合併の認定に係る関係書類の提出

特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第63条第1項の合併の認定を受けたので、法第63条第5項において準用する法第49条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 2 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- 3 合併当初の財産目録
- 4 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所 又は居所を記載した書面
- 5 役員名簿
- 6 定款
- 7 合併の認証に関する書類の写し
- 8 合併の登記に関する書類の写し
- 9 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿の写し
- 10 法第63条第5項において準用する法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類(9を除く。)及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 11 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 12 合併の認定に関する書類の写し

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人に係る書類を提出すること。
- 3 9から11までに掲げる書類については、法第63条第5項において準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

都道府県知事 殿

(特例認定特定非営利活動法人の名称) 代表者氏名 主たる事務所の住所 電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第63条第2項の 合併の認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第63条第2項の合併の認定を受けたので、法第62条第5項において準用する法62条において準用する法第49条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 2 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- 3 合併当初の財産目録
- 4 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所 又は居所を記載した書面
- 5 役員名簿
- 6 定款
- 7 合併の認証に関する書類の写し
- 8 合併の登記に関する書類の写し
- 9 法第63条第5項において準用する法第62条において準用する法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 10 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 11 合併の認定に関する書類の写し

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人に係る書類を提出すること。
- 3 9及び10の書類については、法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用 する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の 写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

IV Q&A

W Q&A

1 認定NPO法人制度について

- (問1) 認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。
- (問2) 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。
- (問3) 認定等の申請は、NPO法人設立後、いつからすることができますか。
- (問4) 設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。
- (問5) 所轄庁の認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認が行われますか。
- (問6) 認定等の申請を行ったNPO法人に対して、その申請に対する結果は通知されるのですか。また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁からNPO法人に通知されるのですか。
- (問7) 認定、特例認定の更新をすることはできますか。
- (問8) 寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。
- (問9) 寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。
- (問10) パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。
- (問11) 寄附者の氏名(名称) だけ判明していれば、その寄附金は、パブリック・サポート・テスト (PST) の判定 に含めてもよろしいでしょうか。
- (問12) NPO法人等が寄附者から古本を寄贈(現物寄附)され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ5千円に換金できました。この場合、当該古本(現物寄附)の換金額を寄附金としてパブリック・サポート・テスト (PST) の判定に含めてよろしいでしょうか。
- (問13) NPO法人の設立に当たり、当該NPO法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。
- (問14) 特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を複数作成していますが、パブリック・サポート・テスト (PST) について相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収入金額も含めなければならないのでしょうか。
- (問15) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どういうものをいうのですか。
- (問16) 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はPSTの計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。
- (問17) 認定NPO法人の認定基準 (PST算定) における休眠預金等からの助成金の除外とはどのような制度ですか。
- (問18) パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に当たって、絶対値基準を採用する予定ですが、寄附者数は 具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。
- (問19) パブリック・サポート・テスト (PST) について絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要はありますか。
- (問20) 絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。
- (問21) 寄附者(又は役員)と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。
- (問22) 絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように 計算するのでしょうか。

- (問23) 近所にお住まいのご夫婦から3,000円(夫から2,000円、妻から1,000円)の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると3,000円未満の寄附となるため、絶対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。
- (問24) 条例による個別指定とはどのようなものですか。
- (問25) 条例の個別指定を受けたNPO法人ですが、条例を制定した都道府県(又は市区町村)内には当NPO法人の事務所はありません。この場合でも、パブリック・サポート・テスト (PST) 基準を満たすこととなりますか。
- (問26) 条例による個別指定はいつの時点で受けていればよいのですか。
- (問27) 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び三親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。
- (問28) 運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する 者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。
- (問29) 経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、小さな規模の法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。
- (問30) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて 行われている」こととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。
- (問31) 将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち80%以上を特定 非営利活動事業費に充てること」 及び「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」 の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。

2 法人の管理・運営について

- (問32) 役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であって も、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。
- (問33) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの(法第47条第4号) とはどのような状態をいうのですか。
- (問34) 活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。
- (問35) 事業年度終了後の報告のほかに、認定NPO法人等が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。
- (問36) 認定NPO法人等が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。
- (問37) 認定が取り消された場合の取戻し課税とはどのような制度でしょうか。
- (問38) 認定NPO法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続が必要ですか。
- (問39) 認定又は特例認定の取消しを受けたNPO法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。
- (問40) どのような場合に認定、特例認定は取り消されますか。
- (問41) 認定基準等に適合しなくなった場合や、認定法人等としての義務違反があった場合、勧告・命令を経ずに 取消しが行われることはありますか。
- (問42) 事業年度の途中で役員の親族割合基準を満たさなくなった場合、直ちに認定取消しとなるのでしょうか。

3 その他

- (問43) 認定NPO法人等の合併認定等の基準適合は、どのように判定するのですか。
- (問44) 令和2年の法改正はどのようなものですか。(認定・特例認定関係)

(問1) 認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。

- (答) NPO法人のうち、一定の基準等に適合するものとして所轄庁の認定又は特例認定を受けた法人(以下「認定NPO法人等」といいます。)に対して支出した寄附について、次のような税制上の優遇措置が講じられています。
 - ① 個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)をした場合は、次のいずれかの控除を選択適用できます。
 - イ その寄附に係る支出金を特定寄附金とみなして、寄附金控除(所得控除)の適用(措法41の18 の2①)
 - ロ その寄附に係る支出金について、認定NPO法人等寄附金特別控除(税額控除)の適用(措法41の18の2(2))
 - ② 法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入限度額が設けられています。

認定NPO法人等に対する上記の寄附金の額については、特定公益増進法人に対する一定の寄附の金額と合わせて、特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額(以下「特別損金算入限度額」といいます)の範囲内で損金算入が認められます。

なお、これらの合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます(法人法37 ④、措法66の11の2②)。

- ③ 相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO 法人(特例認定NPO法人は対象となりません)に対し、その認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担を不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません(措法70①⑩)。
- ④ 認定NPO法人(特例認定NPO法人は対象となりません。)の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなすとともに(みなし寄附金)、寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までとなります(法人法37⑤、法人令73①、法人規22の5、措法66の11の2①)。
- ⑤個人が認定NPO法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます(措法40)。

(問2) 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。

(答) 認定又は特例認定手続が円滑に進められるよう、各所轄庁において申請に関する相談等を行っている場合もありますので、まずは所轄庁となっている各都道府県又は指定都市にご相談ください。

事前相談は任意の手続ですが、認定等の申請を行う皆様と各所轄庁の双方が、認定基準等についての 理解を共有するためのものであり、この事前相談を行うことにより、認定等の申請を行う皆様にとっ ては、申請時に必要な資料作成事務を効率的に行うことができ、また、各所轄庁における申請後の審 査の円滑化・迅速化の効果が期待できるため、事前相談を積極的にご活用されることをお勧めします。 なお、事前相談は、原則として予約制としておりますので、相談を希望される方は、所轄庁に事前 に電話で相談の日時等を予約してください。

【岡山県所轄MPO法人】岡山県県民生活部県民生活課 (086) 226-7247

【岡山市所轄NPO法人】岡山市市民協働局市民協働企画総務課 (086)803-1061

(問3) 認定等の申請は、NPO法人設立後、いつからすることができますか。

(答) 認定又は特例認定を受けるためには、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していることが基準とされています(法45①八、59①一)。

したがって、申請書を提出する事業年度の初日が、設立の日から1年を超える期間が経過していれば、 認定又は特例認定の申請をすることができます。

例えば、事業年度の期間が1年である法人について、その設立初年度が1年に満たない期間となっている場合には、事業年度の期間が1年である第2期が終了し、設立後の第1期及び第2期の事業年度報告書等を作成し、所轄庁に提出していれば、設立の日以後1年を超える期間が経過していることになりますので、認定又は特例認定の申請をすることができます。

(問4) 設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。

(答) 特例認定は、申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しないNPO法人であることが基準の1つとなっています(法59①二)。

(問5) 所轄庁の認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認が行われますか。

(答) NPO法人から認定等の申請書が提出されると、所轄庁の職員が当該申請書の内容等を確認するために申請法人に臨場し、実態確認を行う場合があります。

実態確認においては、認定基準等の適合性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として、 以下のような書類の提示(又は提出)をお願いする可能性があります。

	確認させていただく書類の例	(参 考) 確認する主な認定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、 事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準 活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 不正行為等に関する基準
2	NPO法人の職員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準 事業活動に関する基準 不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テストに関する基準 活動の対象に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 事業活動に関する基準 不正行為等に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリック・サポート・テストに関する基準 活動の対象に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 事業活動に関する基準

	事業費の内容がわかる資料	活動の対象に関する基準
5	(事業活動の対象、イベント等の実績 (開催回数、募集内	運営組織及び経理に関する基準
	容等)、支出先など)	事業活動に関する基準
	学がはな、人悪の中点がなる。7 次 心	パブリック・サポート・テストに関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	活動の対象に関する基準
	(元の司門マル下川頃、司門立・云真(こ所の行乗寺)	事業活動に関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
9	助成金・補助金を受けている場合、その募集要項、申請書 及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、	活動の対象に関する基準
11	特定の第三者の活動内容及UNPO法人と特定の第三者との	事業活動に関する基準
	関係がわかる資料	不正行為等に関する基準

(注) 上記は、確認させていただく資料の一例であり、認定審査等の過程において、必要に応じて、これら以外の資料 を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があり ます。

(問6) 認定等の申請を行ったNPO法人に対して、その申請に対する結果は通知されるのですか。また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁からNPO法人に通知されるのですか。

(答) 所轄庁は、認定等をしたときはその旨を、認定等をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、認定等の申請を行ったNPO法人に対して速やかに書面により通知しなければならないこととされています(法49①、法62)。

また、所轄庁は、認定又は特例認定をしたときは、インターネットその他の適切な方法により、次の事項を公示しなければならないこととなっています(法49②、法62)。

- ① 当該認定NPO法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- ④ 当該認定の有効期間
- ⑤ その他都道府県又は指定都市の条例で定める事項

なお、有効期間の満了等により認定又は特例認定の効力を失った場合には、所轄庁からNPO法人に対する通知はされませんが、所轄庁は、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならないこととされています(法57②、法62)

(問7) 認定、特例認定の更新をすることはできますか。

(答) 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となっており、認定の有効期間の満了後、引き続き認定NPO法人として活動を行おうとする認定NPO法人は、有効期間の満了の日の6カ月前から3カ月前までの間に、所轄庁の条例で定めるところにより、有効期間の更新の申請書を提出し、有効期間の更新を受けることができます(法512/3/5)。

また、特例認定の有効期間は所轄庁による特例認定の日から起算して3年となり、特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効します(更新はできません)ので、特例認定の有効期間中又は有効期間経過後に認定NPO法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。なお、

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該 更新申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がな されるまでの間は、なお効力を有することとなります(法51④)。

(問8) 寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。

(答) 法令上、相対値基準又は絶対値基準による申請の場合、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿については、初回の認定申請書に添付しなければならないこととされているため、寄附者名簿を作成していなければ認定基準を満たさないこととなります(法442)一)。

また、認定又は特例認定後においても、毎事業年度初めの3カ月以内に、条例で定めるところにより、前事業年度の寄附者名簿を作成し、その作成の日から起算して5年間(特例認定の場合は3年間)その事務所に備え置く必要があります(法54②、62)。

したがって、認定、特例認定を受けることをお考えの方は、寄附者名簿を確実に作成・保管しておく 必要があります。

(問9) 寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。

(答) 寄附者名簿には、原則として、寄附者全員の「氏名(法人・団体にあっては、その名称)及び住所並 びにその寄附金の額及び受け入れた年月日」を記載する必要があります。

ただし、匿名で行われた寄附や1,000円に満たない少額の寄附については、例えば、「匿名寄附 〇口 計〇〇〇〇円」、「少額寄附 〇口 計〇〇〇〇円」というように省略して記載しても差し支えありません。

(問10) パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。

(答) 「寄附金」とは、支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与と考えられます。一方、「会費」とは、サービス利用の対価又は会員たる地位にあるものが会を成り立たせるために 負担すべきものであって、寄附金と異なり対価性を有するものと考えられます。

したがって、会員から受領する「会費」については、一般的には、PSTの判定上、寄附金の額として 取り扱うことはできません。

ただし、会費という名目であっても、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費(すなわち対価性が認められない会費 (部)。いわゆる「賛助会費」がこれに該当する場合が多いと思われます)については、その名称にかかわらず、PSTの判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

なお、絶対値基準においても同様に、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費については、その名称にかかわらず、PSTの判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

(注) 対価性の有無の判断に当たっては、例えば、不特定多数の者に対して無償で配布される機関誌等を会員 が受け取っている程度であれば、対価性がないものとして取り扱われます。

(問11) 寄附者の氏名(名称) だけ判明していれば、その寄附金は、パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に含めてもよろしいでしょうか。

(答) PSTの判定上寄附金として取り扱わないこととされている「寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金」とは、寄附者の確認(寄附者の特定)ができない寄附金のことを指しますので、PST上の寄附金として取り扱うためには、寄附者が確認(特定)で

きること、つまり、氏名(名称)のみならずその住所又は主たる事務所の所在地も明確になっている必要があります。

したがって、お尋ねのような、氏名(名称)以外分からない寄附金については、PSTの判定上の寄附金として取り扱うことはできません(計)。

例えば、口座振込による寄附金で氏名以外分からない場合には、寄附者が特定されているとはいえず、「寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附金以外の寄附金」に該当し、PSTの判定上、寄附金として取り扱わないこととなります。

(注) 相対値基準で小規模特例の適用を受ける場合には寄附金として取り扱うことができます。

- (問12) NPO法人等が寄附者から古本を寄贈(現物寄附)され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ 5千円に換金できました。この場合、当該古本(現物寄附)の換金額を寄附金としてパブリック・サポート・テスト (PST) の判定に含めてよろしいでしょうか。
- (答) NPO法人が寄附者からの現物寄附を受け入れた場合には、当該現物寄附が経済的価値のある場合には 受入時の時価で適正に評価し、PSTの判定上、寄附金の額に含めることができます。

したがって、お尋ねのような古本を寄附として受領した場合、当該NPO法人は当該古本を業者による 換金により時価で適正に評価されたものとして、活動計算書において受取寄附金勘定中の資産受贈益 (例えば古本受贈益)として当該金額を計上することにより、PSTの相対値基準又は絶対値基準のいず れにおいても寄附金の額に含めて計算することができます。

なお、現物寄附を受けた法人が認定NPO法人等である場合には、当該認定NPO法人等が寄附者に領収書を発行することにより、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができます(問38を参照ください)。

- (注) NPO法人が受領した現物寄附が、例えば不要となった子どもの洋服(古着)など経済的価値がない場合には、時価ゼロ若しくは備忘価額1円として評価することとなります。
- (問13) NPO法人の設立に当たり、当該NPO法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。
- (答) 新たにNPO法人を設立し、その前身の団体が有していた財産をそのまま無償で引き継いだ場合には、 新しく設立されたNPO法人と前身の団体とは法律上は別組織と考えられますので、前身の団体からの寄 附として取り扱うことになります。

したがって、当該受入財産については、寄附金(受入時の時価)として「総収入金額」及び「受入寄 附金総額」に含めて計算することになります。

なお、前身の団体が単なる個人の集合体である場合には、NPO法人に寄附した財産はそれぞれの財産 所有者である個人からの寄附となりますので、それぞれの金額の計算を行う際には注意が必要です。

- (問14) 特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を複数作成していますが、パブリック・サポート・テスト (PST) について相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収入金額も含めなければならないのでしょうか。
- (答) PSTについて相対値基準を採用する場合、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成している場合であっても、「その他の事業」を含むすべての収益の部の合計額(経常収益計と経常外収益計の合計額)が、総収入金額となります。
 - (注1) 活動計算書における「固定資産売却益」(臨時的なものに限ります。)は、PSTの相対値基準における総収入金額には含めなくても差し支えありません。その場合、認定基準等チェック表(第1表 相対値基準)の (分欄の記載の必要はありません。
 - (注2) 活動計算書における「前期繰越正味財産額」は、PSTの相対値基準における総収入金額には含めないことに留意願います。

(問15) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どういうものをいうのですか。

- (答) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、補助金その他名称のいかんにかかわらず、反対給付を受けないで国等が、直接、NPO法人に対して交付するものをいいます。
 - したがって、国等以外の団体(例えば社会福祉法人等)が、反対給付を求めないでNPO法人に対して 交付するもの(助成金等)については、この要件には該当せず、寄附金と同様に取り扱うことになり ます。
 - (注) 国等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関 法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。

(問16) 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はPSTの計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。

(答) 国の補助金等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関から直接交付されるものであり、社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等は国の補助金等には該当しないため、受入寄附金総額及び総収入金額に含めて計算することになります(法規5①一)。

なお、受入寄附金総額に含めて計算することができる助成金等は、対価性がないものに限られます。

(問17) 認定NPO法人の認定基準 (PST算定) における休眠預金等からの助成金の除外とはどのような制度ですか。

(答) 税制上の優遇措置の対象となる認定NPO法人制度において、認定の際に広く市民からの支援を受けているかどうかの判定に用いるPST算定式から、休眠預金等からの助成金を除外する制度改正を行いました (NPO法施行令、NPO法施行規則を改正。令和2年4月1日施行)。

パブリックサポートテスト (PST) の判定に休眠預金等活用制度に基づき事業を実施するために受け取った助成金 (休眠預金等交付金関係助成金) が影響を与えないようにするため、当該助成金を算定式から除外することとなります。

(問18) パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に当たって、絶対値基準を採用する予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。

(答) 絶対値の具体的な水準は、実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であることとされています。したがって、実績判定期間内においてこの水準を満たすかどうかは、次の算式に当てはめて判定することとなります。

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の合計人数

≥ 100人

実績判定期間の月数

※ 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月としてください。

なお、寄附者数のカウントに当たっては、次の点に注意してください。

① 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附者のみを数えます。

- ② 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
- ③ 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者 数に含めません。

(問19) パブリック・サポート・テスト (PST) について絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・ 含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要はありますか。

- (答) 絶対値基準による場合であっても、法令上、寄附者名簿への明記は特に必要とされていません。しか しながら、寄附者数のカウントに当たっては、
 - ① 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所の明らかな寄附者のみを数える。
 - ② 寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人とする。
 - ③ 認定申請を行うNPO法人の役員又は役員と生計を一にする者が寄附者である場合には、その者を寄 附者の数に含めない。

といった点に注意していただく必要があり、認定審査に当たって、所轄庁から、寄附者数の算出方法 等について確認させていただく場合があります。

そのため、寄附者数の算出方法等が分かる何らかの資料の作成・保管(寄附者名簿に明記していた だく方法でも構いません)をお願いいたします。

(問20) 絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。

(答) 寄附をしたときの現況で判断することになります。

したがって、事業年度末において役員であったとしても、寄附をしたときに役員でなければ、絶対値 基準の計算上は、寄附者数に含めて差し支えありません。

また、生計を一にするかどうかについては、原則として、寄附をしたときの現況で判断していただく こととなりますが、生計を一にするかどうかは、寄附をした時点の現況だけで判断することが難しい場 合もありますので、前後の生活状況等を踏まえた上で判断していただいて差し支えありません。

(注) 寄附者名簿など外形的な情報に基づき寄附者数をカウントする場合、生計を一にするかどうかの一義的な判断は、姓及び住所が同一かどうかで判断して差し支えありません。

(問21) 寄附者(又は役員)と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。

(答) 寄附者(又は役員)と生計を一にする者とは、寄附者(又は役員)と日常生活の資を共通にしている者をいいます。

したがって、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合には、その者は 生計を一にする者となります。

- (注) 「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありませんので、次のような場合には、それぞれ次によります。
 - (1) 勤務、修学、療養等の都合上、他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとされます。
 - イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもと で起居を共にすることを常例としている場合
 - ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合
 - (2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとされます。

(問22) 絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。

(答) 寄附金の額が3,000円以上かどうかは、実績判定期間内の各事業年度ごとの合計額で判定することとなります。

したがって、例えば、3月決算(実績判定期間が平成28年3月期、平成29年3月期の2事業年度とします)の法人が、寄附者Aさんから以下のように5回に分けて合計10,000円の寄附を受けた場合、平成28年3月期は合計8,000円の寄附金となりますので、寄附者数に含めますが、平成29年3月期は合計2,000円の寄附金となりますので、寄附者数に含めないこととなります。

《寄附者Aさんからの寄附内訳》

事業年度	寄附年月	寄附金額	備考
	平成27年5月	2,000円	
亚巴尔东 2 日期	平成27年8月	2,000円	合計8,000円≧3,000円
平成28年3月期	平成27年10月	2,000円	⇒1人としてカウント
	平成28年2月	2,000円	
			合計2,000円<3,000円
平成29年3月期	平成28年5月	2,000円	台部2,000円<3,000円 ⇒1人としてカウントしない

- (問23) 近所にお住まいのご夫婦から3,000円(夫から2,000円、妻から1,000円)の寄附金を受領しました。 この場合、寄附者単位で見ると3,000円未満の寄附となるため、絶対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。
- (答) 絶対値基準における寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えることとなります。また、その場合、年3,000円以上の寄附金額かどうかについては合計金額で判断することとなります。

したがって、お尋ねの場合、ご夫婦で合計3,000円の寄附を行っていますので、ご夫婦を絶対値基準における寄附者に含めることができますが、寄附者の数については「一人」として数えることになります。

(問24) 条例による個別指定とはどのようなものですか。

(答) 条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るPST基準を満たすものとして認められるというものです。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

- (問25)条例の個別指定を受けたNPO法人ですが、条例を制定した都道府県(又は市区町村)内には当NPO法人の事務所はありません。この場合でも、パブリック・サポート・テスト (PST) 基準を満たすこととなりますか。
- (答) 条例個別指定を受けたことによりPSTを満たすこととなるNPO法人は、条例を制定した都道府県(又は市区町村)の区域内に事務所 ^(注) を有するNPO法人に限られます。

したがって、条例を制定した都道府県(又は市区町村)の区域内に事務所を有さない場合には、他のPST(相対値基準又は絶対値基準)を満たす必要があります。

(注) 定款において定められた事務所(主たる事務所が従たる事務所がは問いません。)をいいます。

(問26) 条例による個別指定はいつの時点で受けていればよいのですか。

- (答) 認定申請書を提出する日の前日において、個人住民税の寄附金税額控除の対象として都道府県又は市 区町村の条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている ^(注) 必要があります。
 - (注) その条例が、地方自治法第16条《条例及び規則の公告式》に基づき公布され、かつ、施行されていることをいいます。

(問27) 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び三親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(答) 例えば、NPO法人の役員が8名いるとして、その中にYさんの夫であるAさんと、YさんのいとこのBさん、Bさんの長男のCさんがいます。なお、Yさんは当該NPO法人の役員とはなっていません。このような役員構成の場合には、BさんとCさんは親族となります(一親等の血族)が、AさんはBさん及びCさんと親族関係はありません(四親等及び五親等の姻族となります)。

したがって、「配偶者及び三親等以内の親族」に該当する人数は2人となります(法45①三イ(1))。

(注) 17頁の≪三親等以内の親族図≫を参照ください。

(問28) 運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(答) 例えば、NPO法人の役員が10名いるとして、その中に株式会社Xの役員であるAさんとBさん及びA さんの長男であるCさんがいます。

このような場合には、株式会社Xを「特定の法人」とみると、Aさん及びBさんは株式会社Xの役員であることから「その法人の役員又は使用人である者」に該当し、CさんはAさんの長男であることから「これらの者と親族関係を有する者」に該当することになります。

したがって、「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」に該当する人数は3人となります(法45①三イ(2))。

(注) 「特定の法人」には、地方公共団体も含まれます。

(問29) 経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、 小さな規模の法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。

(答) 会計については、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は青色申告法人と同等の帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、当該帳簿書類を保存していることが認定基準ですので、後者の認定基準を満たしていれば、必ずしも公認会計士等の監査を必要とするものではありません(法45①三ハ、法規20)。

(問30) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」こととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。

- (答) 青色申告法人の帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について、その具体的な内容は以下のとおりです。
 - ① 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行うこと(法人規53)。
 - ② 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること(法人規54、同別表二十)。
 - ③ 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること(法人規55)。

- ④ たな卸表を作成すること(法人規56)。
- ⑤ 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること(法人規57、同別表二十一)。
- ⑥ 帳簿書類を7年間整理保存すること(法人規59)。
- (注) NPO法上の活動計算書を作成していれば、⑤の損益計算書を作成していることとして取り扱っても差し支えありません。

(問31) 将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」 及び「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。

(答) NPO法人の特定非営利活動において、その法人の将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた 寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てる場合も考えられます。

このような場合、当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりませんが、積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。

実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(91頁参照) に記載して下さい。

なお、この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含みます。)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含みます。)として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

(問32)役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。

(答) 他の認定NPO法人等が認定等を取り消された場合において、当該認定等の取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該他の認定NPO法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないものが役員にいる認定NPO法人等は、義務的取消しの対象となります(法47一イ、67①一)。

しかしながら、義務的取消しであっても欠格事由に該当する疑いがあれば即座に取り消されるわけではなく、義務的取消しという不利益処分については、原則として、所轄庁は聴聞による事実確認を行うことが必要であり、欠格事由に該当するかは聴聞を踏まえて判断されることとなります。

したがって、認定又は特例認定の取消しに関する聴聞手続が行われる前に、その役員を解任するなどの措置をとっていれば、義務的取消しの対象とならず、欠格事由の対象とはなりません。

(問33) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの(法第47条第4号)とはどのような状態をいうのですか。

(答) 法第47条第4号でいう国税又は地方税の滞納処分が執行されているものとは、その法人が国税又は地方税を完納しない場合に租税債権の強制的実現を図るため、各行政機関が財産の差押え、交付要求(参加差押えを含みます)、換価、配当等の行政処分を執行している状態をいいます。

(答) 認定等の審査は提出されている活動計算書又は収支計算書に基づいて行われるものであり、書類の違いにより認定等の基準が変わることはありません。

(問35) 事業年度終了後の報告のほかに、認定NPO法人等が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。

(答) 認定NPO法人等は、助成金の支給を行ったときには、所轄庁の条例で定めるところにより、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、所轄庁に提出する必要があります(法55②、62)。 そのほか、代表者の氏名に変更があった場合など一定の場合(38~40頁をご参照ください。)に該当するときは、所轄庁等に届けれ等をする必要があります。

(問36) 認定NPO法人等が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。

(答) 認定NPO法人等が発行する領収書は、特に形式は問いませんが、租税特別措置法施行規則上、「…認定特定非営利活動法人等の行う租税特別措置法第66条11の2第2項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨の当該認定特定非営利活動法人等が証する書類」とされていることから、認定NPO法人等の名称、所在地、所轄庁からの認定等通知書に記載された番号、認定年月日、受領した寄附金の額及び受領年月日並びにどのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるのかが記載されている必要があります。また、認定NPO法人等寄附金控除(税額控除)の適用を受けるためには、領収書に寄附者の氏名と住所も記載する必要があります(措規19の10の4、22の12)。

個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなりますが、その場合の記載事項については、住所地の市区町村にお問い合わせください。

(問37) 認定が取り消された場合の取戻し課税とはどのような制度でしょうか。

- (答) 認定NPO法人の認定が取り消された場合に、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額 (章) のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額を、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業から生じた収益の額とみなし、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する制度をいいます(措法66の11の2③~(5))。
 - (注) みなし寄附金の額とは、収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動事業に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます(34頁をご参照ください)。

【概要図】 第n-3期 第n-2期 第n-1期 第n期 収益事業から生じた ア 収益の額とみなす 1 取戻し課税の対象事業年度 ゥ 認定を取り消された事 業年度の課税所得 課税所得 みなし寄附金のうち損金 ア ゥ 算入された金額 認定取消日 取消しの基因とな る事実発生

(問38) 認定NPO法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続が必要ですか。

(答) 寄附金を支出した者等の所得税、法人税、相続税及び個人住民税の確定申告等において、次の手続を 行う必要があります。

イ 所得税(所得控除又は税額控除)

寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨(その特定寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます)、②その金額及び受領年月日を認定NPO法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります(所令262①、所規47の2③)。

税額控除の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②の書類(寄附者の氏名と住所が記載されたもの)を確定申告書に添付する必要があります(措法41の18の2③、措規19の10の4)。

ロ 所得税(みなし譲渡所得)

寄附者は、認定NPO法人等に現物資産を寄附した後、みなし譲渡所得税の非課税承認申請書に、認定NPO法人等から交付された基金証明書の写し等を添付し、寄附者の所轄税務署を経由し国税庁長官に対して、当該寄附資産について、非課税承認の申請を行います(措法40)。

詳細については、内閣府NPOホームページに掲載されている「認定NPO法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認~証明申請等の手引き~」や、国税庁ホームページに掲載されている「『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。ハ 法人税

寄附金の支出をした日を含む事業年度の確定申告書に特別損金算入限度超過額の計算上、寄附金の額の合計額に算入されない金額(特定公益増進法人又は認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額のうち特別損金算入限度額を超える金額をいいます)を記載し、その寄附金の明細を添付しなければなりません。また、認定NPO法人等が発行するその寄附金が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨等を記載した証明書を保存しておく必要があります(法人法379、措規22の1239)。

二 相続税

相続税の申告書に特例措置の適用を受けようとする旨等を記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定NPO法人(特例認定NPO法人は対象となりません)が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります(措法70⑤⑩、措規23の5)。

ホ 個人住民税

個人が条例により指定された認定NPO法人等に対する寄附金を支出した場合は、所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます(所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です)。ただし、控除対象となるかどうかは自治体によって異なりますので、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。個人住民税控除の適用が受けられる時は、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなります(この場合、所得税の控除は受けられません)。

(注) 条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人等以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります。

※31~34頁をご参照ください。

(問39) 認定又は特例認定の取消しを受けたNPO法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。

(答) 認定等の取消しを受けた場合は欠格事由に該当することとなりますが、認定等の取消しの日から5

年を経過した法人は認定の申請を行うことができます(法47二)。

なお、認定等を受けたことがある法人は特例認定を受けることができないため、再度特例認定の申請を行うことはできません(法59三)。

(問40) どのような場合に認定、特例認定は取り消されますか。

- (答) ① 次の場合には、認定又は特例認定が取り消されることとなります(法67①)。
 - イ 欠格事由 (認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。) のいずれかに該当するとき
 - ロ 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新又は合併の認定を受けたとき
 - ハ 正当な理由がなく、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事による命令に従わないとき
 - ニ 認定NPO法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき
 - ② 次の場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます(法67②)。
 - イ 法第45条第1項第3号、第4号イ若しくはロ又は第7号に掲げる認定基準等に適合しなくなったとき
 - ロ 法第29条の事業報告書等の提出、法第52条第4項又は第54条第4項の閲覧の規定を遵守して いないとき
 - ハ 上記②イ及びロに掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反した とき

(問41) 認定基準等に適合しなくなった場合や、認定法人等としての義務違反があった場合、勧告・命令を経ずに取消しが行われることはありますか。

(答) 認定の基準等に適合しなくなった場合や事業報告書等を所轄庁に提出していないなどの義務違反が あった場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています(法67②)。

通常、認定基準等を回復することが十分に期待される場合や、義務違反行為を発生させるに至ったものの、再発防止策や法令遵守体制の整備が十分に講じられ、今後の是正が十分期待しうるような場合には勧告、命令等が措置され事後の適正な発展を期することとなりますが、認定NPO法人等の行為等が著しく悪質である等の場合には勧告、命令等の段階的な処分を前置することなく認定等を取り消されることがあります。

(問42) 事業年度の途中で役員の親族割合基準を満たさなくなった場合、直ちに認定取消しとなるのでしょうか。

(答) 役員の親族割合基準を満たさない場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています(法67②)。

なお、何らかの理由で理事が欠けた場合に、結果として親族割合が変動してしまう場合などが考えられ、そのような場合には法人の努力や所轄庁の指導監督で改善が期待されることが少なくないことから、事態の度合いに応じて所轄庁が取消しの必要性を判断することとなります。

(問43) 認定NPO法人等の合併認定等の基準適合は、どのように判定するのですか。

(答) 合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人が合併の認定を受けようとする場合は、その所轄庁に認定の申請を行う必要があります。当該法人について、①合併後の期間については、合併後のNPO法人、②合併前については、次表の判定方法によって、基準の適合を判定します(51頁参照)。

	認定基準	合併前の判定方法	
パブリ	ック・サポート・テスト (PST) に関する基準 (一号基準)	各合併消滅法人(合併後存続した NPO法人の場合は、合併前法人及び	
活動の	対象に関する基準(二号基準)	合併消滅法人)を一の法人とみなし て判定します。	
運営組	織及び経理に関する規準(三号基準)		
基準(四号基準)	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、 支持又は反対する活動を行っていないこと	各合併消滅法人(合併後存続した NPO法人の場合は、合併前法人及び	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えない こと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行って いないこと	合併消滅法人) のそれぞれについて 判定します。	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利 活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	各合併消滅法人(合併後存続した NPO法人の場合は、合併前法人及び	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定 非営利活動に係る事業費に充てていること	合併消滅法人)を一の法人とみなし て判定します。	
基準(五号基準)	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること (個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)	各合併消滅法人(合併後存続したNP 0法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人)のそれぞれについて判定します。	
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を 説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、 収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する 予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人(合併後存続した NPO法人の場合は、合併前法人及び 合併消滅法人)(実績判定期間中に 認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限ります。)の それぞれについて判定します。	
所轄庁	への書類の提出に関する基準(六号基準)	各合併消滅法人のそれぞれについ て判定します。	
不正行	為に関する基準(七号基準)		

また、設立後の経過期間に関する基準(八号基準)は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人(合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人)のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

(問44) 令和2年の法改正はどのようなものですか。(認定・特例認定関係)

- (答) 認定・特例認定に係る令和2年の法改正の内容は、次のとおりです。
 - ① 住所等の公表等の対象からの除外 [第45条第1項第5号及び法第52条第5項関係]
 - ② NPO法人(認定・特例認定)の提出書類の削減 [法第55条第1項関係]

令和3年6月9日から施行されましたが、経過措置として、NPO法人(認定・特例認定)の提出書類の削減の規定は、令和3年6月9日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用されます。(令和2年改正法附則3)

V 事前チェックシート

V 事前チェックシート

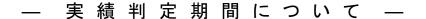
- O 認定又は特例認定を受けるためには、法令に定められた次に掲げる基準等(特例認定を受ける場合は①を除く)に適合する必要があります。
 - (注)特例認定は、設立の日から5年を経過した法人及び過去に認定又は特例認定を受けたことがある法人は受けることができません。
- O 申請書の提出を検討されている方は、まず、以下の9項目(特例認定を受ける場合は①を除く)のチェックポイントを確認してください。
- 項目①イ・ロ、②、④D・Eは<u>実績判定期間</u>において、項目①ハは<u>申請日の前日</u>において、項目③、④A・B・C、⑤、⑥、⑦は、認定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。
- O 実績判定期間とは、認定基準等の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分(初めて認定又は特例認定を受けようとする法人は2事業年度分)の各科目の合計金額を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

《チェックポイント》

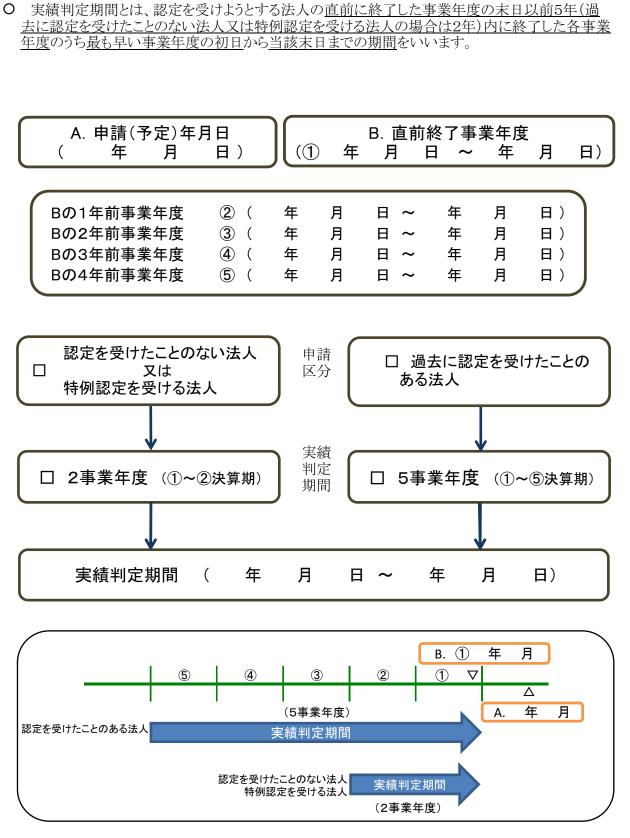
① イ【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である(145頁) 特別認口【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である(146頁) 定除 又は く ハ【条例個別指定】都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けている(147頁)	適・否
	_
② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(148頁)	適・否
③ 運営組織及び経理が適切である(150頁)	適・否
④ 事業活動の内容が適正である(151頁)	適・否
⑤ 情報公開を適切に行っている(152頁)	適・否
⑥ 所轄庁に対して事業報告書などを提出している(153頁)	適・否
⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(154頁)	適・否
⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過している(155頁)	適・否
⑨ 欠格事由のいずれにも該当しない(156頁)	適・否
> >> ++ / L> \	

ご注意ください!

- このチェックシートは、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全ての チェック項目が「適」となった場合でも必ず認定又は特例認定を受けることができるとは限りません。
- O ご不明な点がある場合や認定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、お問い合わせください。



年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。



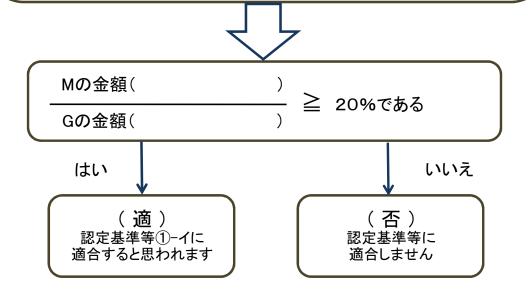
☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-イ ―パブリック・サポート・テスト(PST)について― 【相対値基準】

実績判定期間における A. 活動計算書の「総収入金額^(注)」 (円) B. 国・地方公共団体からの補助金等 円) C. 資産売却による臨時収入 円) D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額) 円) E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金 円) F. 休眠預金等交付金関係助成金 円) 円) G. 差引金額(A-B-C-D-E-F) (注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額)を記載します。

<u>実績判定期間における</u> H. 受け入れた「寄附金総額^(注)」 (円) I. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える額の合計 (円) J. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額) (円) K. 氏名又は名称が明らかでない寄附金 (円) L. 休眠預金等交付金関係助成金 (円) M. 差引金額(H-I-J-K-L) (円) (注)対価性のない助成金等を含みます。

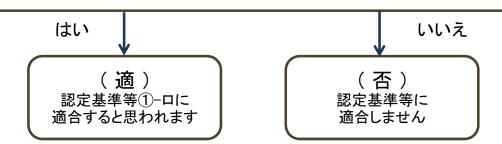


※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ロ ―パブリック・サポート・テスト(PST)について― 【絶対値基準】

<u>実績判定期間において</u>、年間3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の数が年平均100人以上である。



(注意事項)

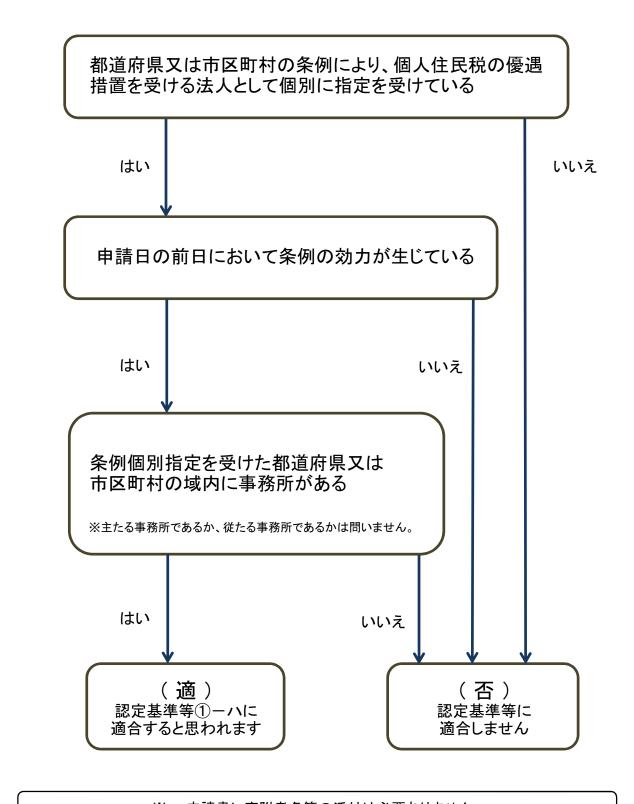
- 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者 のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの 者は寄附者数に含めません。
- ★ 実績判定期間中に、年3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者が100人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均100人となるかどうか判定してください。
- ★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

	実績判定期間月数(A)				年3,000円以上の寄附者数(B)		
1	自 至	年 年	月 月	日日	月		人
2	自 至	年 年	月月	日日	月		人
3	自 至	年 年	月月	日日	月		人
4	自 至	年 年	月月	日日	月		人
⑤	自 至	年 年	月 月	日日	月		人
				合 計	月		人

※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ハ ―パブリック・サポート・テスト(PST)について― 【条例個別指定法人】



※ 申請書に寄附者名簿の添付は必要ありません。

認定基準等② ― 活動の対象について ―

*実績判定期間における*事業活動

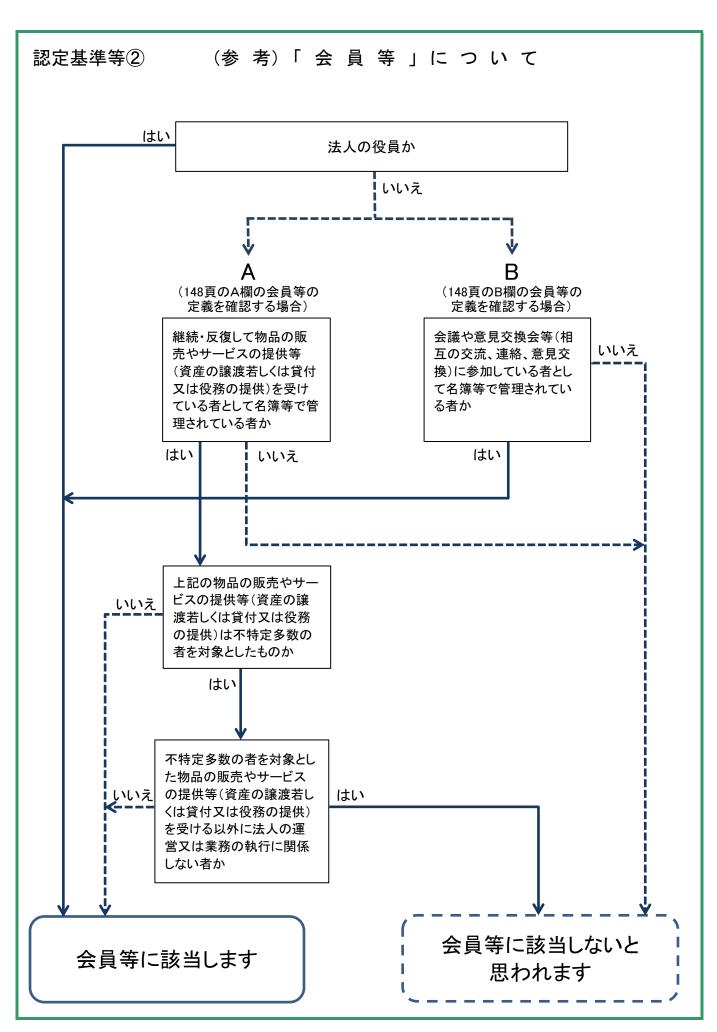
- A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供
- C. 特定のグループにの み便益が及ぶ活動
- E. 特定の者の意に反し た行為を求める活動

- B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行
- D. 特定の人物や著作物 に関する普及啓発や広 告宣伝などの活動
- F. 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動

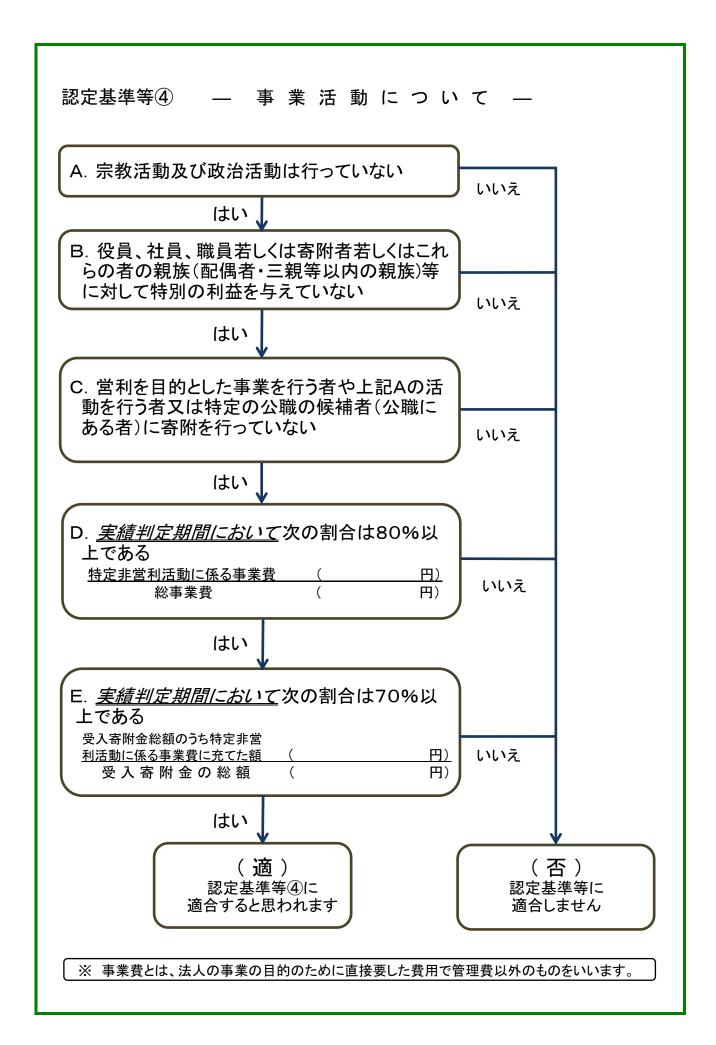


AからF(条例で個別に指定されている法人は、AからE)の事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

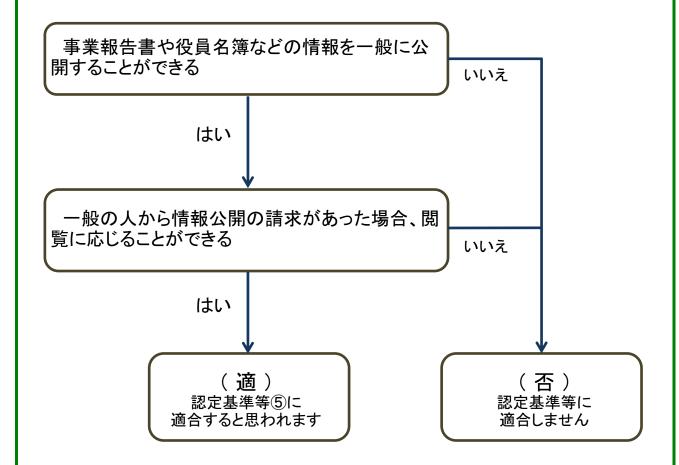
※ 「会員等」の定義については、149頁を参照願います。



認定基準等③ ― 運営組織及び経理について ― 役員総数のうち、役員及びその役員の親族(配 偶者・三親等以内の親族)等で構成されるグルー いいえ プの人数の占める割合が1/3以下である はい 役員総数のうち、特定の法人の役員又は使用人 並びにこれらの者の親族(配偶者・三親等以内の 親族)等で構成されるグループの人数の占める割 いいえ 合が1/3以下である はい 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けてい る又は、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記 いいえ 録し保存している はい 各社員の表決権が平等である いいえ はい 支出した金銭について使途が不明なものはな く、また、帳簿に虚偽の記載はしていない いいえ はい (適) (否) 認定基準等③に 認定基準等に 適合しません 適合すると思われます



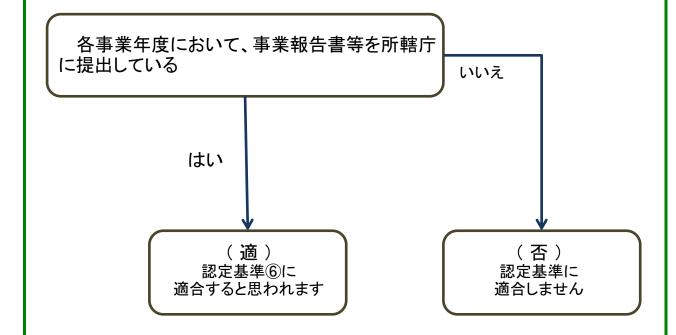
認定基準等⑤ — 情報公開について —



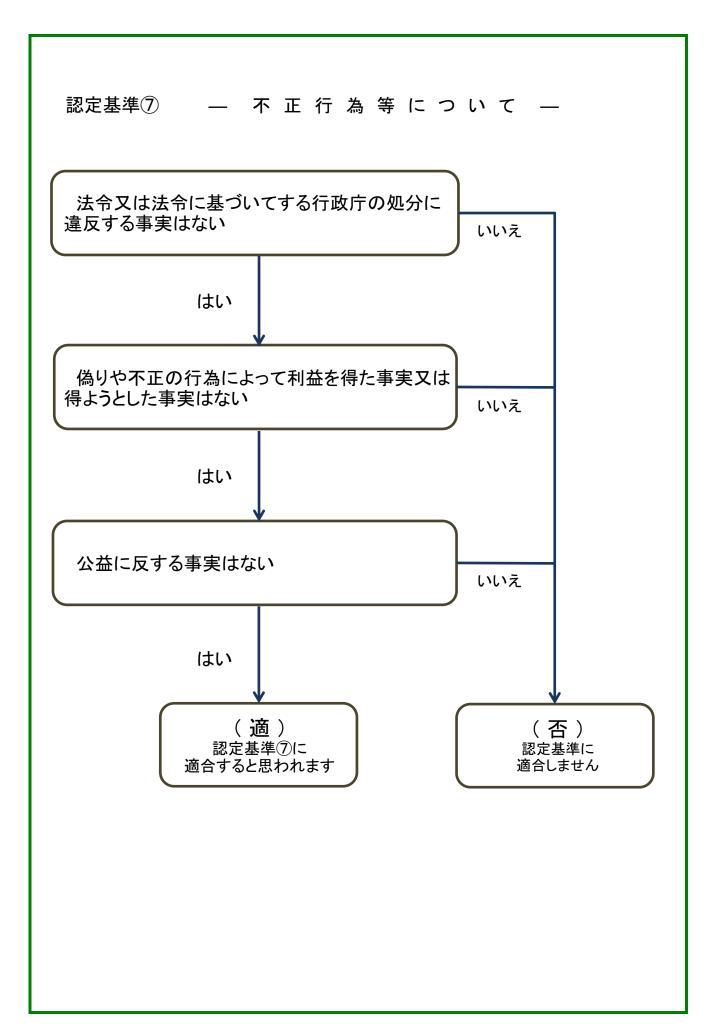
※ 閲覧の対象となる書類

- 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)
- 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等 を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

認定基準⑥ ― 所轄庁への書類提出について ―



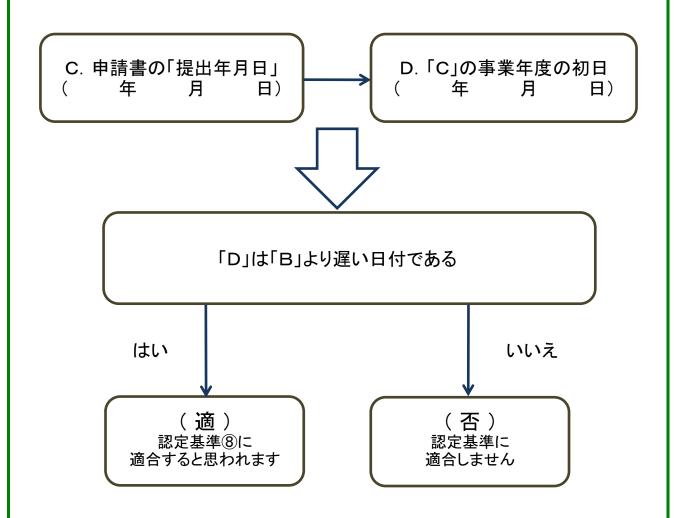
- ※ 事業報告書等
 - 事業報告書
 - 活動計算書
 - 貸借対照表
 - 財産目録
 - · 年間役員名簿
 - ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び 住所又は居所を記載した書面



認定基準8 ― 設立後の経過期間について ―

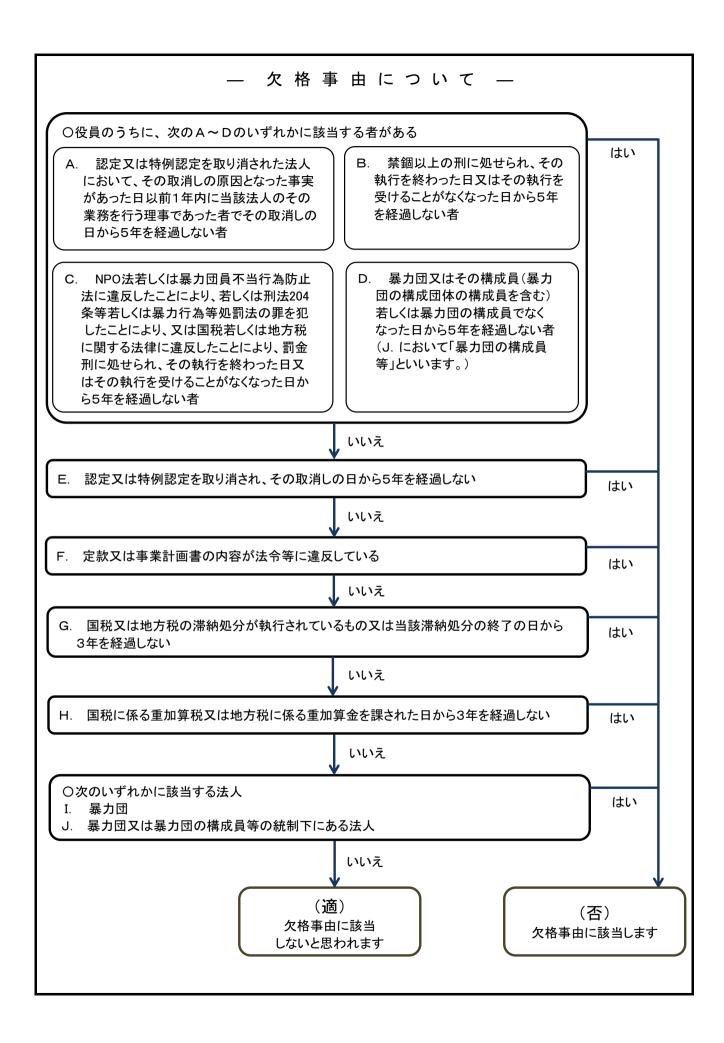
 A. 登記上の「設立年月日」
 B. 「A」の1年を経過した日^(※)

 (年 月 日)
 年 月 日)



※ 合併によって設立したNPO法人が申請を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申請を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。



特定非営利活動法人の手引 (認定・特例認定編)

令和4年1月

【所轄庁】

岡山県県民生活部県民生活課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6 TEL: (086) 226-7247 FAX: (086) 232-5354

E-mail: npo@pref.okayama.lg.jp

ホームページ: https://www.pref.okayama.jp/page/662538.html

【法人の管理・運営に関する相談窓口】 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター (ゆうあいセンター)

〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2-13-1 TEL: (086)231-0532 FAX: (086)231-0541

ホームページ: http://youi-c.okayama-share.jp/